

午前10時00分 開会

○委員長（桐生清太郎君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているため、会議は成立しました。

本会議において当委員会に審査を付託された議案は、認定第1号から認定第16号までの計16件であります。

本日は、認定第1号 平成2年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。決算の審査に入る前に、市長からごあいさつをお願いいたします。

吉田市長。

○市長（吉田和夫君） おはようございます。きょうから2年度の決算ということですが、けさのテレビ等を見ますと奄美大島のほうが大災害ということであり、思い出しましたら新治議員さんのふるさとかなの思ったのでありますが、違っておりましたので、安心したわけですが、これからも災害等には十分気をつけていきたいと思っております。

非常に財政事情も2年度は厳しい状況でもございました。特に国、県も都道府県もそうですが、自主財源を失うというのが現状ではないかと思っております。法人税の減収やいろいろな実態が浮かび出されるわけですが、さらに皆様方からいろいろな決算につきましてご意見をいただき、市民のサービス低下につながらないようにさらにまた運営をしていきたいと思っております。いずれにしましてもこの2年も厳しい状況ですが、審査をいただきたいと思っております。

最後ですが、きょう終わりましたら竜巻の関係やら、あるいは農業の問題につきましてまたいろいろ協議を出しますので、ご意見をいただければありがたいと思っております。これから3日間ありますが、よろしくご審議をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） ありがとうございます。

これより認定第1号 平成2年度胎内市一般会計歳入歳出決算書の認定について審査を行います。

審査の進め方については、歳出、歳入の順に原則1款ごとに審査を行います。また、各課に共通する事項についての質疑は、歳出、歳入の各款ごとの質疑終了後に行います。

採決は25日、付託案件の質疑終了後に行います。なお、意見の聴取については、各議案の採決終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。歳出の第1款議会費及び第2款総務費については、一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第1款議会費及び第2款総務費について説明願います。

小林総務課長。

○総務課長（小林静雄君） それでは、認定第1号 平成2年度一般会計歳入歳出決算の説明について、事項別明細書に基づきまして歳出の主な内容について説明いたします。

それでは、最初に第1款議会費であります。93ページをお開きください。主な歳出は、市議会議員の報酬及び市議会の運営に要する経費であります。

次に、第2款総務費、97ページをお開き願います。総務費全体の執行率は98.2%であります。1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、136人の区長報酬ほか職員の給料、手当等に支出したものが主なものであります。

次に、99ページをお開き願います。2目電算管理費につきましては、1節使用料及び賃借料では電算システム賃借料及び住民情報システム賃借料等に支出したものが主なものであります。

次に、ページをはぐりまして、3目文書広報費につきましては1節需用費では市報たいないの印刷製本費が主なものであります。

次に、103ページ、6目企画費、13節委託料では胎内リゾート活性化調査検討業務委託並びに19節負担金補助及び交付金では主に新発田地域広域事務組合負担金、地域公共交通協議会負担金並びに生活交通確保対策運行費補助金に要した経費であります。

105ページ、7目財産管理費では15節工事請負費では本庁舎自家発電装置等の改修工事に要した経費であります。

次に、107ページ、8目交通安全対策費では15節工事請負費ではカーブミラー設置23件、道路区画線設置3,836メートルに要した経費等であります。

次に、111ページ、12目諸費では23節償還利子及び割引料では市税過誤納等還付金に要した経費であります。

次に、同じページの14目定額給付金給付事業費では、19節負担金補助及び交付金では定額給付金に要した金額であります。

次に、115ページ、2項徴税费、2目賦課徴収費、13節委託料では年金特徴に係る委託料に要した経費であります。

119ページ、4項選挙費では2目衆議院議員総選挙費、3目胎内市長選挙費については、いずれも選挙の経費でありました。

以上で第1款議会費及び第2款総務費の説明を終わります。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を行います。ご質疑願います。

菅原委員。

○委員（菅原市永君） 112ページのNI友好会館の会議費というふうなことでございますが、使用料が39万6,240円というふうな実績になっておりますが、実際利用した団体の数と総体的な人数についてお聞きしたいと同時に、これは毎年決算、予算審査でも質疑が出る事項なのでございますが、今度どのような方法でかじを切るのか、市長考えているのか、その辺についても範囲内でお答え願いたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 岩川総合政策課長。

○総合政策課長（岩川一文君） NI友好会館管理費の利用状況でございますが、2年度につきましては58件、利用者数といたしましては4,054人でございます。

あと、2点目のご質問でございますけれども、一応2年度で貸し館業務ということでやっていたわけでございますが、22年の4月から、22年度に入りましてから一応貸し館業務については休止ということで現在来ております。したがって、決算のお話ではないのですけれども、22年度予算におきましては2年度に比較して1,000万円以上減額したところでやってございます。

それから、今後の利用の状況でございますが、一応貸し館業務は休止ということで休んでいるわけでございますが、今までも議会の皆様方に申し上げてきましたとおり、NSGのほうである建物自体は市と太平洋の共有物件でございますので、なかなか市独自に使う、利用をするということも困難でございますので、NSGを中心としたグループにおいてしかるべき利用をできないものと協議を進めている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 市長。

○市長（吉田和夫君） 毎年菅原委員の言うとおりのことではございますが、決して怠けているわけではございません。同じように県とも十分キャッチボールさせていただいて、この友好会館の関係につきましても継続して今努力をしているわけでありまして、県の条例、あるいは規則の中でいろいろな金かかる問題が多く発生しているわけでありまして、それを何とかクリアできないかということで今努力をしているわけでありまして、先般の中華人民共和国の110年の記念式典もあったわけです。そのときNSGの会長さんとも会ったのですが、もう少しその活用については待っていただきたいということで返事はもらっているわけでありまして、まだ具体的な案は来ていませんので、来ましたらまたお話をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 今市長のほうからも報告いただきまして、今取り組んでいる課題についてはご理解しているわけなのですが、補助金のひもつきの部分でNSGに期待を託すというのは、これは一番私も妥当でないかなと、またそういうことによってあのエリアがまた活動拠点になれ

ばというふうなことは考えてございますが、ただこの補助金はある程度事業消化してもう見込みがないといった場合、そこを廃止にできるような補助金なのでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 県の担当官とも話したわけでありますが、廃止できるようなまだ年限は来ていないということでもありますので、その辺なるべく……使ってもあまり、だんだんと古くなっていくわけでもありますので、その辺を管理しながら交渉しているわけでもあります。もうしばらくお待ち願いたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 102ページの1節需用費の印刷製本費、さっき課長のお話だと市報たいないの関係で390万円というふうなお話されているのですが、この業者選定のやり方というのはどういうふうな今現在、市報たいないに限らず議会報もそうだと思うのですが、選定の仕方をどういうふうに行っているのか、まずその辺をお聞きします。

○委員長（桐生清太郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 市報たいないの印刷製本費の関係でございますけれども、これについては指名委員会を通しまして業者を何業者かしまして、それで指名競争入札というような格好の中で選定をいたしております。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） そういたしますと、指名競争入札ということは胎内市の場合だと印刷業者今1社だよ。実際どちらかといえば、大手と比べたら相当差が出ているような状況なのですが、実際指名競争入札やったときに、大手とやり合ったときに恐らくかないっこないのだよね。実際問題、今発注されているところはほとんど市外の業者、それも大手等々に出ているというふうなお話聞いているのですが、そうなったとき本当にこういう厳しい状況下の中で地場の地元業者の育成、今盛んにどこの市町村も言われているのですが、こういう関係においてはどういうふう考えているのか。公平、公正という面においては、ある程度は理解もできるのですが、やはり地元の業者の育成というふうな面からしたときに、その辺もある程度柔軟な対応というのが必要ではないかと思うのですが、その辺の考え方をお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 指名委員会の関係ですので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

何でもそうなのでありますけれども、公共工事というのは原則として競争性を持たせなければならぬという大原則があるわけでありまして。市内で競争性が確保できれば、それは市内の業者だけで一応競争ということになると思いますけれども、印刷となりますと市内業者が1社だけだということでありまして。1社だけだと競争になりません。ということで、申しわけないのですけ

れども、市外、それも新発田地区ぐらいまでだったと思いますけれども、一応指名した中でやっているわけでありますので、ぜひご理解をお願いいたしたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 十分理解できるのですよ。十分理解できる上で、本当にこれからあそこだって相当雇用、雇っているわけだよ、実際問題。ましてや2社胎内市にないということになれば、例えば全部が全部そこに独占企業みたいな感じでやるのではなくて、ある程度例えば随意契約1本ぐらいはどうなのだろうということなのです。そういう例えば公共工事であれば地域貢献度だとか、いろんな優遇措置というのは図られていますよね。ところが、こういったものに対してはそういうものは何もなしにいきなり指名競争となると、今課長おっしゃったように新発田、あるいは新発田よりも先のほうも何か聞いていますけれども、そうすると大手とは勝てないのですよ。だから、全部が全部ではないにしても、その辺についてもやはりこれからある程度育成という面での柔軟な対応というのですか、そういうのもある程度検討すべきではないかというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 渡辺委員さんの言われること非常によくわかります。確かに地域貢献度等々もあるわけであります。そこらあたりを加味した中で、今後ちょっと検討させてもらいたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 2点ほど質問をさせていただきます。

1点目は、104ページの6項の企画費の中の1節行政改革推進委員会の委員の報酬、この部分で当初の計画した予算に対してだいぶ不用費が出ているという部分で、どういう理由でこの不用費半分以上も出ているのかなというのが1つ目。

2つ目は、120ページなのですが、選挙費の中の一番下、1節の負担金の部分、これ全国の負担金と北信越の負担金と県の負担金、ここに3つあるのですが、選挙管理委員会の負担金というその3つも重複しているという部分、何でかなと。あとは、どんな事業をやっているのかなという部分で疑問に思ったのですが、そこをちょっとご質問いたします。

○委員長（桐生清太郎君） 岩川総合政策課長。

○総合政策課長（岩川一文君） では、私のほうからは、1点目の行政改革推進委員会委員報酬が予算額に比して少ないということでございます。実は行政改革推進委員会は2年度は1回しか開催してございません。それは、行政改革プランの現在の状況についてお示しして、ご意見をいただいたのは1回だけだったということでございます。予算上はもう二回、三回できるだけの予算をお願いしていたわけですが、実は行政改革推進委員会の皆様方に今はやりと申しますか、国とか新潟市で事業仕分けというのをやってございますが、当胎内市におきましても事業仕

分けまではいかないかもしれないのですけれども、事務事業評価というのを行ってあります。それで、2年度から、その事務事業評価は20年度までは庁内の職員でもって行っていたものを、市民の方々の意見もお聞きしたいということで、十数事業について事務事業評価を市民の意見を聞きながら行ったわけでございます。実は事務事業評価に携わっていただきましたのが行政改革推進委員会の委員の皆様方に審査員としてお願いしまして、項目がちょっと異なるのですが、それについては行政改革推進委員会委員としてではなくて、同企画費の中の8節報償費に事務事業評価委員謝礼というのがございますけれども、これのほうからも同じ委員の方々について行政改革の一環として事務事業評価もお願いしたということで、ちょっと報酬から出なかった部分もあるということで、ちょっと答弁長くなりましたが、そのようなことで予算執行が2つにまたがっているということでご理解をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 選挙費の関係でございます。このものについては、当市も市になった関係上、やはり県内の市の選挙管理委員、それから北信越、それから全国と、議会のほうにもそういうふうな流れもあろうかと、このように今なっております。そういう中で、このものについては研修やら法改正等々のものについては、私どものほうに速やかに連絡来るなり報告来るなりして、そして選挙の業務が円滑にできるような体制づくりになっているということでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） まず、1点目の行革推進委員会の部分、内容は大体わかりました。行革のメンバーの方が全部事業仕分けのほうに行ったということで理解していいのか、その部分まず1点。

あと、選挙管理委員会という部分、ちょっと私もよく勉強不足でわからないのですけれども、全国、北信越、県とやっていることが違うのでしょうか。その辺がちょっと腑に落ちないところでございます。もう一回その辺はお願いできますか。

○委員長（桐生清太郎君） 岩川総合政策課長。

○総合政策課長（岩川一文君） 事務事業評価につきましては、一般市民の方はとりあえず2年度につきましては……とりあえずという言い方変ですが、行革推進委員の方をお願いしていただきます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 例えば県内の選挙管理委員会のものについては、各自治体における要するにそういう事案、そういうものについて持ち寄りまして、そこで研修をします。北信越となると、県全体のものを問題を提起しまして、そこでまた審議をします。そして、全国となると、その北信越のものを集約したものを全国レベルでそういうものについて再度また研修をしますと、

そういうふうな流れになっているということでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 100ページをお願いします。19節の職員採用試験負担金ですけれども、職員採用の採用決定までの採用試験の手順と、その下の研修会負担金とありますけれども、これは新人研修なのか、その辺ちょっと内容を教えてください。

○委員長（桐生清太郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林静雄君） まず、採用試験の関係でございます。このものについては、当然ながら一番最初に広報に掲載しまして、それで広く市民のほうに周知をします。それに基づきまして願書を受け付けしまして、それで私どものほうで進めれば県の一部事務組合のほうに負担金等を納めておりまして、そこで教養試験等をさせていただきます。その結果が私どものほうに来まして、それに基づきまして私どものほうで1次試験の合否を決定させていただきます。その後面接試験というような運びになっております。研修会負担金については、今現在職員に対する研修会負担金ということでございます。例えば新採用職員、それから専門職の税務部、それから情報公開、あと主任、主査、係長、課長補佐、課長研修等々の県に対する負担金ということでございます。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） その新人職員の研修の内容を教えてください。

○委員長（桐生清太郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林静雄君） このものについては、県の自治研修センターに行きまして、それに伴いまして当然ながら初任者研修ということでございます。行政の携わる広い範囲内の内容の研修というふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） そうすると、細かいところまでは課長さんはわからないということですね。

○委員長（桐生清太郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 大変申しわけありません。自分も採用された段階のときにはそれなりの研修を受けてまいりましたのですけれども、今ちょっと忘れたというか、大変申しわけありません。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 118ページですが、13節委託料、年金特徴に係る委託料ですが、どこに委託してもいいわけですけれども、一応参考までにどこに委託されて、それで新規加入者等とそれらの動向等、市でも把握されているのか、その辺お知らせ願います。

○委員長（桐生清太郎君） 久保田税務課長。

○税務課長（久保田雅勝君） 業者につきましては、株式会社日情システムソリューションのほうに頼んでおります。納税者につきましては、2年度につきましては2,426名でございます。65歳以上の人が2,426ということです。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 2,426人、65歳以上ということですが、私は今現在加入している65歳以上を問題にしているのではなくて、新規で加入を図っているのか、その辺をお聞きをしたいのです。

○委員長（桐生清太郎君） 久保田税務課長。

○税務課長（久保田雅勝君） これにつきましては、年齢到達によりそのまま年金特別徴収となります。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 強制ということでも自然加入ということになるのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 久保田税務課長。

○税務課長（久保田雅勝君） これにつきましては任意でなく、年齢到達によりそのようになります。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で第1款及び第2款の質疑を打ち切ります。

次に、第3款民生費についてご説明願います。

ただいま担当説明者入れかえのためにしばらくお待ちください。

天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） それでは、民生費について説明申し上げます。

125ページをお願いいたします。3款民生費でありますけれども、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、職員の人件費のほか19節では負担金補助及び交付金では3集落集会所の増改築補助金、それから民生児童委員協議会運営活動に係る補助金、戦没者慰霊祭に係る遺族会への補助金、社会福祉協議会の人件費及び事業費の補助金並びに福祉関係団体への補助金となっております。

次に、めくっていただきまして、28節繰出金のところでありますけれども、保険基盤安定繰出金及び国民健康保険事業繰出金では、国民健康保険事業の財政安定を図るため政令で定める基準

に基づき、国民健康保険事業会計に繰り出したものであります。

次に、2目総合福祉センター費につきましては、乙の総合福祉センターの施設維持管理運営に係る経常経費であります。

次に、3目心身障害者福祉費については、130ページの委託料では障害者自立支援法による地域生活支援事業でありまして、相談支援事業、生活支援、生活サポート事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業など、サービス事業者、例えば社会福祉協議会、それからぐみの郷への委託金ということになっております。それから、19節負担金補助及び交付金では障害者施設の建設及び運営費の負担金、それから20節の扶助費では障害者自立支援法による自立支援給付で介護給付のホームヘルプなどの訪問系サービス、それからデイサービスなどの日中活動系サービス、機能訓練など訓練等給付、それから施設入所支援など居宅系サービス及び自立支援医療ということであります。

次に、131ページの4目老人福祉費につきましては、13節委託料では養護老人ホームへの老人福祉施設入所措置事業、それから家庭を訪問する訪問型サービス及びデイサービスセンターなどへ通う通所型サービスとなっております。それから、133ページの19節負担金補助及び交付金では新潟県後期高齢者医療広域連合負担金として医療給付費の12分の1と事務費の支出、それから新潟地域老人福祉保健事務組合負担金として養護老人ホームあやめ寮とひめさゆりの運営費、それからシルバー人材センターの運営負担金及び老人クラブ補助金、それから老人福祉施設建設費補助金などあります。それから、28節の繰出金では老人保健事業や後期高齢者医療、介護保険事業の各特別会計へそれぞれの定められた負担割合により算定した金額を繰り出したものであります。

それから、5目老人福祉施設費の18節備品購入費ではデイサービスセンターいわはら荘に設置した特殊浴槽であります。

それから、6目の高齢者センター費については樽ヶ橋にあります有楽荘の施設維持管理運営に係る経常経費でありまして、社会福祉協議会に指定管理者をお願いしております。

それから、135ページの8目介護支援費については、黒川庁舎にあります居宅介護支援事業所の介護支援専門員の人件費が主なものであります。

それから、137ページの2項児童福祉費、1目児童福祉総務費については8節の報償費では乳幼児健診での絵本のプレゼント、いわゆるブックスタートでありますけれども、それから3人目以降の子供を出産された母親に支給する健康母子手当、それから13節委託料では母子を入所保護する母子生活支援施設入所委託、それから3月に策定しました次世代育成支援行動計画の後期計画の策定委託ということとなっております。それから、139ページの19節負担金補助及び交付金では、平成20年版の子育て応援特別手当の支給要件に該当しなかった子供を対象にした子育て支援手当交付金、それから20節扶助費では主に母子世帯に支給する児童扶養手当、母子家庭、父子

家庭に医療費を助成するひとり親家庭等医療費助成であります。

それから、2目児童措置費については、保育士、職員、それから保育士の臨時パート職員の人件費のほか、141ページの13節委託料では私立保育園運営委託、それから保育施設保守維持管理委託など、それから15節工事請負費では保育施設維持整備工事、19節負担金補助及び交付金では私立の保育園が実施する特別保育事業等に対する補助金、それから20節扶助費では小学校終了前の児童を養育している保護者に子育てに係る費用の一部を支給する児童手当となっております。

次に、3目、143ページであります。児童福祉施設については、なかよしクラブ指導員賃金のほか児童館等の施設維持管理運営に要する経常経費であります。

次に、145ページの4目子育て応援特別手当交付金支給事業については、多子世帯の幼児期子育ての負担軽減を目的にした子育て応援特別手当交付金であります。

次に、3項の生活保護費については、生活保護法で生活に困窮する住民に対し、その困窮の程度に応じまして必要な保護を行う、その最低限度の生活を保障し、その自立支援を行うということでありまして、20節の扶助費では生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療費扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助等の種類の扶助となっております。

以上であります。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、第3款民生費について質疑を行います。ご質疑願います。渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 145ページ、生活保護費の関係なのですが、監査委員の意見書においても扶助費が前年比較で3,041万円ぐらい増加しているというふうな意見が出されてございます。扶助費に関してというのは、例えば高齢者、あるいは障害者、傷病者、母子家庭等々あるのですが、きょうの新聞でもいろいろ出ていましたけれども、例えば今の企業の業績に伴って職を失った人たちも生活保護を求めて申請されているというふうなお話も、最近増加した傾向の中で一番高いのではないのかなというふうに言われていますが、胎内市の場合ですと大体世帯数でどのぐらいなのか。あまり細かくは言いませんが、例えば職を失った人、失業された人によって生活が困窮されて、やむなしこういう生活保護を申請しているという世帯というのはどのぐらいあるのか、その辺まず聞きます。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） まず、2年度決算でありますので、22年3月末現在ということで説明させていただきますけれども、全体では被保護世帯が95件で、被保護人数、これが115人ということになります。それから、この景気不況の中でということで失業という話でしょうか、それで2年度では相談件数が全体でまず8件の相談があり、そのうち離職された方が7件ということになります。それで、2年度の8件の相談件数に対しまして申請件数が20件、それで離職された方7件の相談のうち離職者の申請が1件ということになります。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） そういうふうな相談されて申請してというふうなお話なのですが、あくまでもこれに対しては自立支援というか、いろいろ職業訓練を紹介したり、あるいは職安でもって情報等々仕入れた中でその人たちに指導しているといいますが、というふうなことをやって何とか自立を手助けしているというふうなお話だと思うのですが、特にこういったことで胎内市としてどういった形でやられているのか、自立に対してですね。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） まず、経済不況ということでは今言った人数ということになっていきますけれども、やはりハローワークとまず連携するということが一番重要かと日ごろ心がけております。国も進めています自立支援プログラムに沿った就労支援ということで、ハローワークと情報をとりながらまずやると、それを相談者、また申請を受けて開始された方についても指導していくということでありまして。身体的に精神的に何も無い健常の方については、やはりそういったものは意欲的であるということ、一時的にやはり自分が解雇されて生活の糧がなくなったということで相談するという方で、身体的なものが何もなければそういうふうにしてスムーズにある程度進めるのですけれども、やはり若い人もそうですけれども、身体、精神的に支障があるという方もいます。その方たちについては、まずそういった身体、精神的なもののケアということをまず最初に優先してやるということの指導と、それからそれにあわせて就労ということで行っているということでありまして、また新しくこれも国のほうから県を通じて就労支援員という配置ということで、やはり県内専門にそういったノウハウのある方を臨時的に市が雇用するなりして、専門にアドバイスしていくと、専門分野ということも今推進して取り組んでそういった制度の話もされていますので、それらも検討していくということにしていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 140ページの部分なのですが、児童措置費の7節賃金、不用額が2,100万円以上も出ているという部分で、賃金で2,100万円も出るのはどうしてかなという部分でまず理由をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 臨時、パート職員の賃金のことでありましてけれども、当初やはり予定人数を確保したいということでありましたけれども、中には結果的に保育をしていく段階でその人数の増はなくなったという、要は例えば障害児の対応ということで専門に一人の子に対して何人が専門についていると、そうすると配置基準以上にフォローする方、補助が必要だということで今考えているわけですけれども、その辺の見込みがある程度なくなったということで減っていることもあります。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） それと、今渡辺委員の話も関連するのですが、非常に経済情勢が厳しいという部分で延長保育という部分も結構要望を聞くのです。さらに、夜間、延長保育と、ここにありますように600万円ほど延長保育費用が載っているのですが、そういった検討は今されているのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 延長保育につきましては、確かにそのニーズというのがこの不況で小さいうちにお母さんもパートに出るといった現実もありますし、小さいうちに保育園へ預けるといふうなことがあります。その延長保育、前にも質問をいただいておりますけれども、保育園での対応というものと延長できるかどうかとも検討させていただきますけれども、新たに今検討しています次世代育成の中、でありますけれども、そういった中で延長保育にかわるやはり仕組みが、制度ができないかどうか、ファミリーサポート的なものを今具体的に今月末もある程度アンケート調査もとりまして、内部でありますけれども、検討会議を職員によって開きまして、今年度中に議員の皆様にご理解いただいて予算要求等して、ファミリーサポートを立ち上げて、預かっていただく方、預かる方ということでその辺の延長的なものを何とかできないかということで今調査の中から把握いたしたいというふうに感じます。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ぜひ、こういう時代ですので、本当にニーズはあると私思っています。そんな形で、特に夜間のほうですね、延長保育をぜひ前向きに検討していただきたいなと思っております。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 132ページの13節委託料の老人福祉施設入所措置事業委託料ということでございますが、何名ぐらい利用されて、実際入所待ちというふうな方が何名ぐらいおられるのか、お知らせいただきたいと思っております。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 老人福祉施設入所措置の委託料でございますね。これにつきましては、養護老人ホームということで65歳以上の生活環境、それと経済的な理由で自宅で生活することが困難な高齢者ということでとらえています。その中で、今市内にありますひめさゆりで22人、新発田にありますあやめですね、お一人です。それから、胎内やすらぎの家、そこで3名ということで今お願いしております。それで、待機状況につきましては養護でありますので、特別養護老人ホームと違って待機の云々というのは調整されているということで今私は認識しておりますけれども。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） では、同じところで緊急通報装置設置委託料、あるいは老人福祉電話運営事業委託料、こういった通信機器の充足度、それと高齢者世帯と申しますか、火災警報機の設置状況は市でそういうのは課で把握しているのか。

それから、130ページ、13節の委託料なのですが、下のほうの日中一時支援事業委託、委託先と委託内容等ちょっと詳細に教えてください。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 緊急通報装置につきましては、76世帯に設置させていただいております。それで、充足度となりますと、やはりまだ私どもも要はいろんな問題がやはり孤独死とか、それから老人の所在不明と、いろんな全国的に問題になっていることでもあります。その辺も踏まえて、高齢者、ひとり暮らし、高齢者のみの世帯を対象にしたいいわゆるその不安に対する、思っている、ふだん思っていること、心配だというような部分を探るような実態調査、そういったものをまずやってみたいということで今、先進地の例もありますので、そういったところを研究させてもらって、実際に充足部分はどうかということもありますので、そんなような調査をさせてもらいたいということで現在進んでいます。

それから、福祉電話につきましても、同じようにこれはニーズ的には一般の家庭用の電話であります。これが機械ということではありません。時代の推移で、これももう20年も何十年も前からやっている時代で電話がなかなか一般の特に高齢者、生活の困難な人たち、低所得者世帯に一般の電話が引けなかったという時代もあったかと思えますけれども、そのときからの始まりでありますけれども、今はだんだん、だんだんそういったものはなくなるところでこういったものがなくなってくるという状況であります。

それから、日中一時支援事業、これも障害者の自立支援法に基づいて法定化されたもので、市町村が実施する事業でありまして、昼間介護者が不在のときに障害者を一時預かるということで、市内ではぐみの郷さんとか、けやきの杜さんとか、それからまたちょっと市内では定員の関係で受け入れが困難な場合は、市外のやはり障害更生施設、そういった授産施設ありますけれども、そういったところへ委託、お願いして利用させてもらっているということでもあります。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 132ページ、もう一点、もしわかったらなのだけれども、火災警報機の設置状況を把握していますかと。

それと、日中一時支援ですけれども、これは障害を持っている人、身体であれ精神であれ受け入れしている市内の業者もあるわけですけれども、例えば4時間以内で重度の障害者を受け入れる場合、どの程度の単価報酬で受け入れているのかわかりますか。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 火災警報機でありますけれども、市内では53世帯ということで、

これは高齢者の世帯ということでありまして、市民税非課税世帯、の住宅、そういった方を中心に取り付けをさせていただきまして、53世帯ということになります。

そういった状況でありますし、日中一時支援の料金についてはちょっと保留させてください。

○委員長（桐生清太郎君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） 今の渡辺俊さんに関連するのですけれども、火災報知機の関係なのですけれども、128ページの扶助費の中に火災報知機給付費とあるのですけれども、今言った53世帯分ですか、これは。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） そのとおりです。53世帯の市民税非課税世帯の高齢者ということになります。このときは特別予算化しましたけれども、今後はまた老人日常生活用具といったものと別な制度がありますので、そういったものにかえさせてもらうということで考えています。

○委員長（桐生清太郎君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） では、これは53世帯分ということですが、1世帯何基、平均でいいのですけれども、給付したのかと、それとあと残り何%くらいあるのでしょうか、設置する世帯。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 住宅1世帯については1台を設置することになっています。要綱にありますけれども、1台ということで。

それから、済みません。

○委員（松浦富士夫君） 残り何%というか、もう残りどのくらいの世帯残っているか。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 必要な方について該当する方に申請してもらって、59世帯あったのですね。そのうち所得税の関係で6世帯がだめということで、それで53世帯ということで、この時点での事業となっています。また、今後はそういった方が出るとお思いますので、別な日常生活用具の対応でお願いしたいということになります。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で第3款の質疑を打ち切ります。

次に、第4款衛生費について説明願います。

天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） それでは、149ページの第4款であります。第4款の衛生費についてご説明申し上げます。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましては、職員の人件費及びほっとHOT・中条の施設維持管理に係る経常経費、それからはぐっていただきまして、19節でありますけれども、

152ページ、負担金補助及び交付金では休日診療所運営費負担金としての新発田地域老人福祉保健事務組合の負担ということであり、そのほか保険関係団体の負担金補助ということになっております。それから、20節の扶助費では精神障害者医療費及び社会福祉施設通所者に対する交通費の助成であります。

それから、2目の予防費については、13節の委託料では感染症の蔓延防止のための医療機関に個別予防接種の委託をお願いする内容でありますし、19節の負担金補助及び交付金では救急患者の医療を確保するために中条中央病院の救急外来運営に要する経費の補助、それから20節扶助費では新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業で低所得者及び1歳から小学校までの幼児、児童、それから妊婦、それから1歳未満の保護者に対する助成ということになっております。

次に、153ページの環境衛生費については、水質検査、高畑地内の油回収、臭気測定、側溝清掃、火葬場の委託料及び負担金などであります。

それから、4目の母子衛生費で、はぐっていただきまして155ページの13節委託料では妊婦健康診査、それから乳児の精密検査、それから歯科検診委託ということであり、20節の扶助費では不妊治療に要する費用の一部助成と子供の医療費の一部助成ということであり、

それから、5目の健康増進費については13節委託料では、はぐっていただきまして、委託料では成人、高齢者保健で特定健診、基本健診、各種がん検診及び特定健診の事後指導会に要する経費となっております。

次に、2項の清掃費、1目塵芥処理費についてはごみの処理に対する経費であり、ごみの指定袋の作成管理費、指定袋の販売手数料やごみ収集に係る経費、焼却場や不燃物の処理場などの運営に係る新発田地域広域事務組合の負担金などあります。

それから、2目のし尿処理費では下越清掃センター組合の運営に係る負担となっております。以上で説明を終わります。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、第4款衛生費について質疑を行います。ご質疑願います。高橋委員。

○委員（高橋政実君） 高畑の油の状況なのですから、これは減っているのですかね。動向をちょっとお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 傾向としては、徐々に減ってきているというふうなことでございます。実際私どものほうで月ごとに把握していることでは、2年前の4月は月400リットル、ことしは約80リットルほどですので、このままの減少割合で減っていったらえればなというふうなことで思っていることでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） ちょっと関連ですが、これは自然に噴き出ているわけではないはずですが、

もうかなりの年数がたっておりますけれども、その辺の原因についてはまだ把握できないのか。これが原因がわからないと、今説明では400リッターから2年後にはことし80リッターと減っているという説明ですが、これは当然減るわけですよ。今出していると思われた会社がもう操業しないのですから、その辺の原因をつかめないでいつまでこんなことやっているのかなと思うのですが、その辺どう考えていますか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） その原因なのでございますけれども、今ほど会社と言われましたけれども、その当時、平成17年ごろですね、消防、警察等も入れて県も入って、土地改良、それから石油会社等も入れていろいろ調査した結果でもなかなか原因はつかめなかったというようなことで来ております。そんなことでございますので、我々としても今後どのような方法があるかというようなことでまた追及はしていきたいと思っておりますけれども、徐々に減ってきておりますので、2年ほど前からですね、そんなことで期待しているということでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 152ページの下段、新型インフルエンザ関係ですが、これは昨年12月の補正でたしか追加だったかどうか忘れましたが、出た内容ですが、この数字を見ると予算を組んだ割には2割程度の執行だったということになるのですけれども、これはあくまで希望者だということからして人数がどうだったのかというあたりですね。私は補正のときの質疑で、これは必ず余るから中学校、高校まで引き上げるべきだということを要求したのですが、結局は小学校までということになった結果、相当余ったということですが、この対応について当初の対応についてと接種した人数について伺いたいと思います。割合も含めて。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 新型インフルエンザの接種助成でありますけれども、まず人数のほうでありますけれども、生活保護を受けている世帯、それから市町村民税の非課税世帯に属する方たちでありますけれども、2回の接種ということで見てもらえば427人と、それからまた追加でありますけれども、そこにまた61人ということであります。それから、それ以外の妊婦さんでありますと73人、それから乳幼児でありますけれども、1歳から就学前まで、これが612人、小学校1年生から3年生に相当する年齢の方が202人、それから小学校4年から6年に相当する方が117人、それから1歳未満の乳児の保護者の方が79人ということに内訳はなっております。

当初予算と接種人数の関係ということでもありますけれども、やはり新型インフルエンザということでもありますので、対象のほうもできるだけ一番……小学校まで抵抗力も、抗体の関係でありますけれども、そういった一番弱い方を中心ということで接種対象にしたということでもありますし、特別に所得の関係もありまして、それ以外のそういった妊婦の方ということでもまず重点的に接種していただくというものの対象にしたということでもあります。小学校を超える中学、高校と

ということもありますけれども、そういった対象者にお願いしたいというふうな、対象にしたということでもありますので、よろしくお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 154ページの1節、一番上の不法投棄監視システムの件でご質問させていただきます。

このシステムは、当然不法投棄を防止するために導入しているのだと思うのですが、その成果というか、実際にそういう形で投棄している人が映って成果があったかどうか。あとは、抑止になっているかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） この不法投棄監視カメラでございますけれども、実際地区の区長さん等からごみの出し方が悪いとかということにつけた例がございました。それで、ちゃんと人が映ってまして、その人には嚴重注意というようなことでした例はございます。ただ、不法投棄ということであちこち捨てるわけですがけれども、つけてはいてもなかなか車のナンバーまでは確定できなかつたりというようなことで、今分検挙までには至った例はないのですけれども、これは抑止力というようなことで期待したいというふうなことで、現在も工業団地のほうにつけております。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 多少ごみの出し方で成果はあったというふうに今お話ありましたが、今後このシステムについて続けていかれるのか、それともまた増やしていくのか減らしていくのか、その辺の方向性はどうか考えておられるのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） これにつきましては、やはり検挙もこれも大切ですがけれども、やはりこういうものを設置しているのだというふうなことの抑止力というようなことを期待して、また周知等、広報等ですね、続けていきたいと思っております。そんなことで、今カメラをもう一基とか考えてございませぬけれども、続けてはいきたいなということで思っております。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で第4款の質疑を打ち切ります。

お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、1時20分まで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（桐生清太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

天木健康福祉課長から保留した答弁について発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 先ほど渡辺委員の質問に対しまして保留していました日中一時支援の単価等でありませけれども、障害の程度によって金額も変わるので、平均単価でお話しさせていただきます。4時間未満の場合は1時間当たり1,600円、平均ですね。それから、4時間以上8時間までということで3,300円ということになっております。これが市のほうからの委託料として支払う単価でありますし、あと個人負担につきましては1割負担でありますので、1,600円であれば160円と、1時間当たり。3,300円であれば1割の330円という負担割合となっております。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 1,600円ということは、2倍だから、2時間利用すれば三千二百何がしかなるでしょうけれども、例えば4時間丸々分の金額までいかなくなると、例えばある程度重度になれば3倍ぐらいの単価になる。そうすれば、今度1割負担が利用者負担ということで、どっちをとるかなのでしょうかけれども、例えば2時間ぐらいですと職員2人でつかなくてはいけないと。そうすると、職員2人2時間薄ら半日ぐらいつぶれると、とてもその単価ではやっていけないという状況が出てくると思うのです。市内にはそういった方、利用したいという方は結構水面下でおられるみたいなのです。事業化していく上には現単価ではとてもやっていけないと思いますけれども、その辺のところはどのように考えておりますか。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 確かに事業所を運営するについては、その辺問題が出てくると思います。ただ、日中一時支援につきましても、障害者自立支援法に定められている国が示している基準ということで、それを適用させているということでありますので、その辺もご指摘のところも十分踏まえまして、時間当たりのものが障害の程度にとってどうなのか、その時間を超えればどうなるのかということをやはり研究しながら、また県・国へ伝えていくということでもそういった話を、現状の話を施設とあわせて伝えていければと思いますので、ご理解ください。

○委員（渡辺 俊君） お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 次に、第5款労働費について説明願います。

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤茂雄君） それでは、5款労働費について説明をさせていただきます。

16ページでございます。1項1目労働費は、当初予算9,936万1,000円に4,998万4,000円の補

正をお願いして1億4,43万1,586円として決算をお願いしているところでございますが、大きな補正をお願いしておりますが、増額の主な要因につきましては国の緊急雇用創出事業による増額が主なものでございます。4節共済費、7節賃金につきましても緊急雇用対策等による各事業費の件費の増でございます。13節委託料、これにつきましても国の雇用対策事業のふるさと雇用事業に採択された事業費の委託料でございます。

163ページ、2目勤労青少年ホーム費でございますが、ホーム運営上の経費を支出したものでありまして、2年度につきましては1,498名の方がご利用いただきました。

以上で労働費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、第5款労働費について質疑を行います。ご質疑願います。丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 労働費の主な内容は今課長から説明のあった内容で、臨時雇用の部分が多く占めているという認識ではありますけれども、お聞きしたいのは13節委託料に4つかな、委託先がそれぞれありますけれども、委託先と雇用人数についてまず伺いたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤茂雄君） では、2年度につきましては緊急雇用の中の委託につきましてはふるさと雇用ということになってございます。委託先は、米粉関係の事業ということで新潟製粉さん、それから米粉販売の開拓ということで、これはタイナイという米粉の会社でございます。そのほかに、飲料水ということで高原ハウスということで、委託についてはこの3つ。それから、商店街の活性化事業の委託料、これにつきましてはプレミアム事務費ということで商工会でございます。それから、一番最後の除雪路線情報ネットワーク、GISの構築でございますが、ナカノアイシステムということでございます。

以上でございます。

〔「人数」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（佐藤茂雄君） 申しわけございません。新潟製粉につきましては5人、それからタイナイにつきましては1人、飲料水の高原ハウスについては2人で、8名でございます。

以上です。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 委託した指定人数が今一部明らかになりましたけれども、この人たちというのは臨時雇用ですから、契約期間が終わればどうなったかということになるのですけれども、解雇、あるいは仕事がなくて就職する意思のある人を優先的に雇用したと思うのですけれども、その人たちも結局はここに雇われても期間限定の雇用形態だということについて、その後この人たちとの関係というのは何らかの形で再雇用、あるいはこの人たちは別なところに就職したとか、そういう形のものについての追跡調査的なことについてまではわかりますか。

- 委員長（桐生清太郎君） 佐藤商工観光課長。
- 商工観光課長（佐藤茂雄君） このふるさと雇用につきましては、一般の臨時雇用につきましては一応半年スパンでございますが、6カ月でございますが、ふるさと雇用については1年間だということで、正規雇用を前提として採用をお願いした方でございます。その中で、この後追加調査をしていくというような形で、できるだけ正規雇用に入れるような形をお願いをしているということでございます。よろしく申し上げます。
- 委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） そうすると、正規雇用になった、全部なったというふうに理解していいのですか、その後。
- 委員長（桐生清太郎君） 佐藤商工観光課長。
- 商工観光課長（佐藤茂雄君） ふるさと雇用につきましては、23年度までということになってございますので、継続中でございます。
- 委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） 同じように、7節賃金のところについての内容を伺います。
- 委員長（桐生清太郎君） 佐藤商工観光課長。
- 商工観光課長（佐藤茂雄君） 7節の雇用対策事業でございますが、緊急雇用事業ということで2年度は57名の方を採用させていただいております。この方々につきましては、原則半年という、6カ月という期間を区切りましてまず雇用をさせていただいて事業、これはふるさと雇用につきましては先ほどの雇用につきましてはいわゆる委託事業、いわゆる直営事業ではなく、市の直営ではなくていわゆる業者、一般の会社のほうに委託をする事業でございますが、今の賃金につきましては直接雇用ということで、各課事業が2事業のところ57名を割り振っております。半年仕事をしていただいて、その後もう半年は更新が可能でございますが、1年限りという雇用になってございます。よろしく申し上げます。
- 委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） 57名を雇用したということですが、57人を人選するに当たっての基準もいろいろあったとは思いますが、どのくらいの募集がありました、この募集の内容が。
- 委員長（桐生清太郎君） 小林総務課長。
- 総務課長（小林静雄君） 今ほどの募集枠について、募集人数なのでございますが、今ちょっと資料を持ち合わせしていませんもので、後ほど答弁させていただきたいと思っております。
- 委員長（桐生清太郎君） 松井委員。
- 委員（松井恒雄君） 162ページ、今丸山委員が質問したのと同じになると思っておりますけれども、胎内ブランド商品販路拡大事業ですね、これも雇用対策の一環でやっているわけでございますけ

れども、これは雇用対策で何人雇用されて、販路拡大の成果と申しますか、その辺の集約がされているのか、それをお聞かせ願いたいのですけれども。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 胎内ブランド商品拡大の委託料であります。これは主に業務といたしましてはマーケティングリサーチという形の中でのふるさと雇用の中の一環であります。それで、新潟製粉と胎内高原ハウス、そしてタイナイという3社のほうにマーケティングリサーチ関係ということでの雇用を行っているというもので、2年度からの3カ年間、23年度まで継続して行うというものであります。マーケティングリサーチでありますので、きょう会社訪問したからきょう契約できたというものではなかなかございません。半年、1年という中での成果を見据えた中での勤務体系、雇用体系というものになっているかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 162ページの丸山委員さんの質問の関連なのですが、去年から緊急雇用対策ということで800名弱、ことしについては450名弱というのは緊急の数字なのですが、その中で1年、6カ月スパンで6カ月延長して1年というふうなことでお答えいただいておりますが、今年度の場合そういうふうな入れかえについてはちょっと予算のあれで外れるのかなと思うのだけれども、入れかえについてはどのような方針で、同じ人をまた雇用しているのか、別な人を雇用しているのか、基本的考えについてだけちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤茂雄君） これにつきましては、1年6カ月まで延ばされますが、1年限りというようなことで、採用についてはかわってございます。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で第5款の質疑を打ち切ります。

次に、第6款農林水産業費について説明願います。

三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） それでは、第6款農林水産業費についてご説明申し上げます。

初めに、165ページ、1項農業費、1目農業委員会費では農業委員会の委員報酬と事務局運営に係る経費であります。

次に、2目農業総務費では、農林水産課及び農業委員会事務局職員に係る人件費等であります。

次に、167ページ下段の3目農村環境改善センター費は、農村環境改善センターの運営及び維持管理費が主なものであります。

次に、169ページ、5目農業振興費では、8節報償費でグリーンツーリズム関係の各種研修会

や農業まつり等の講師謝礼及び農家組合長会議等の経費であります。13節、次のページであります。長池公園の清掃と管理委託料、フルーツパーク管理委託料及びチューリップフェスティバル会場の栽培管理委託料等であり、14節は長池公園用地の借地料であります。19節では、米粉関連施設の建設にかかわる農山漁村活性化プロジェクト支援交付金並びに新たな部門での農業構造改善を図るための県単事業補助金及び中山間地直接支払交付金、農業経営基盤強化基金ほかの利子助成金、農業公社補助金ほか市の農業振興を図るための各種補助金が主なものであります。

次に、173ページ、6目地域農政推進対策費では経営改善支援活動事業、地域農業システムづくり推進事業等に係る経費であります。

それから、7目フラワーパーク費では胎内フラワーパークの管理運営に要する経費で、16節、次のページになりますが、原材料費で市内農業者から花苗の購入費が主なものであります。なお、フラワーパークの2年度の入場者数は前年度より約500名増の5,531名であります。

それから次に、今のページの8目堆肥センター費では、宮久地内にあります堆肥センターの管理運営費で家畜ふん尿、家庭生ごみ等で堆肥の生産、製造を行い、胎内市全域に生産物を供給しております。2年度の生産量は2,726トンで、前年度比341トンの増であります。

それから、下段、9目畜産業費であります。次のページに内容は移りますが、地域特産品の生産製造のため飼養している黒豚、地鶏等の畜産団地及び採草地の管理運営に係る経費のほか、18節備品購入費で県種豚改良センターに黒豚繁殖施設を移転したことに伴い、安定生産体制を確立するため繁殖用の種豚1頭、繁殖豚5頭の導入をいたしました。なお、地鶏につきましては本年3月で事業を休止しております。

それから、177ページ下段の10目農地費では、ほ場整備事業、かんがい排水事業、湛水防除事業、農道整備事業等の事業推進及び維持管理に係る経費であり、15節工事請負費で築地地内の農道改良工事、19節ではほ場整備事業を始めとする各種県営事業の負担金が主なものであります。なお、下越中部広域農道及びほ場整備事業近江新地区につきましては、2年度で事業完了をいたしております。

それから、181ページ、11目国土調査費では、黒川地区内の地籍調査、測量作業及び市内全域の地籍図修正等に係る経費であります。

次に、183ページ、12目バイオマスタウン構想推進費では、バイオマス事業推進のための経費のほか、13節委託料で新潟大学への変換技術実用化評価委託料、14節使用料及び賃借料で用地賃借料が主なものであります。ほ場事業期間が終了し、事業実施に向けての準備期間であり、実用化技術の検証段階であります。また、民間企業による事業化を推進する上で必要な環境アセスメント調査等委託料も13節で計上させていただいております。

次に、下段の2項林業費、1目林業総務費では13節で松くい虫防除委託料、14節で荒井浜及び胎内平地内の生活環境保全林用地の賃借料が主なものであります。なお、20年度から有人へりに

よる航空防除を農作物へのドリフト対策等の観点から地上防除に変更したため、散布面積は減少しましたが、県に保安林内の作業道の開設を年次計画で実施していただき、安心、安全な農作物の生産を地域農業の根幹としております。実績として、20年度の散布面積2ヘクタールが2年度は37ヘクタールに増加しております。

それから、187ページの2目林業振興費では、木炭生産に係る経費のほか大長谷地区の学校林や市有林等の枝打ち委託料等が主なものであります。

それから、中段の3項水産業費、1目水産業総務費では職員の人件費、それから2目水産業振興費では15節で笹口浜地内の漁船けい留施設のしゅんせつ工事、19節で松塚漁港改修事業に対する負担金が主なもので、松塚漁港の開港は平成24年9月の予定で現在工事を進めているという段階であります。

以上で農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、第6款農林水産業費について質疑を行います。ご質疑願います。

赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 177ページ、18節備品購入費ですか、課長のご説明だと黒豚の安定生産を確立するために繁殖用の黒豚を購入したというご説明に、これにひっかけるわけではありませんが、これに関して監査委員さんの意見書の中に、黒豚生産事業の管理上の不都合から胸膜肺炎で80頭を失ったとしている、その責任が云々と書かれておりますが、まず私これは何なのだろうということでもまずその意見をお聞きしたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 監査委員さんの意見書に書かれているものにつきましては、以前地区内の農業者に繁殖を依頼しておりました。その農家が2戸ございましたのですが、昨年、一昨年かな、限りで1戸の方が繁殖を取りやめたということで減少が大きくなったというような状況がございました。現在は繁殖農家は1戸という形でありますので、それにかわる直営の中で安定生産体制を確立したいということと、新たな血を入れたいと、要は近親交配だけでやりますと生産体制へも支障を来してくるということで、その両面から種豚及び繁殖豚を昨年度購入させていただいたという経緯があります。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 胸膜肺炎で80頭を失ったということは、結果的には生まれたのが亡くなっていると、失ったということに解するのですけれども、これ私の間違いでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 子豚でいただいたもののうち、というか子豚を生産したもののうち風邪で80頭が管理上の不行き届きの中で亡くなったというものでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 生まれた子豚を今度は直営、職員が管理したということですね。それが感染して80頭も亡くなったということなのですが、では管理体制、生まれた豚であればほとんど...
...例えば例をとって悪いのですが、私の父親も子豚を繁殖豚をやって寝ずで、生まれてから.....
生まれる前はもちろん生まれてからもほとんど寝ずでの付き添いで管理してまいりました。そういう点からいって、生まれたものをいったん直営で今度職員が管理するわけですが、その管理者が本当24時間体制だったのか、これで大丈夫だから行ったのか、時間勤務だから帰ったのか、その辺が私どうも納得いかないのですが、もう一回お伺いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 黒豚の管理体制については、出産時といたしますか、そのときは24時間体制で管理を行っておりますが、常時24時間体制で行えればいいのですけれども、経営上の問題もございますので、肥育段階においては24時間体制はとっておりません。その80頭の問題については、肥育豚という形のものが風邪にかかったということで、本当の管理上の問題ということで日中の問題が大きいというふうに考えております。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 監査委員さんは、その責任はどのように問われたのかとか、問われなかったのかという疑問がありますが、まさしく私もこれは本当に大事なことであるなど。せっかく九州のほうから黒豚の種豚をこれ買ったのだと思いますが、それにしてもこういうことが本当に許されるのかなということになると、私はもう結局職員だからそのまんまで終わったのか、勧告があったのか、その辺をひとつお聞きしたい。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） この80頭がきょうかかった、1週間以内に全部亡くなったという形のものではなくて、徐々に徐々にという形の中で亡くなっていったという実態であります。その間においては、獣医も常駐しておりますので、それなりの対策もとったし、注射等も行ったわけですけれども、最終的な段階で出荷できないという形になるものについては全部、生きていても屠殺しなければならないという形になってまいります。要は人間でいうならば肺炎の影があるというような豚については出荷できないということで、屠殺だけで終わってしまうという形にならないを得ないということで、生きてはいるのですけれども、殺さなければならないというような今の春先の宮崎の口蹄疫みたいな感じに伝染した経緯もございました。その辺、管理のほうは今後そんなことのないように十分現場のほうには注意させるとともに、施設設備のほうも充実させていきたいというふうに今現在は進めておりまして、今年度についてはそういうことは起きておりません。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 174ページの一番上、有害鳥獣駆除助成金というか、74万円あるのですが、各地でクマだ、猿だ、イノシシだという被害が報道されております。2年度は胎内市被害があって、例えば地元の猟友会の方々が出たなんていう事案もあったのでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 有害鳥獣の関係でありますけれども、有害鳥獣はお願いしているものが一番身近なのはクマであり、猿ですか、そのほかにカラス、カモ、これが6月頃ございます。それらの場合にいずれもお願いしておりますし、猿等についてはおりをかけて捕獲したものもありますし、日を決めてつかまえるということをお願いしている場合もございます。そのほか、クマについては昨年度は出動を依頼した回数は四、五回ということで少なかったわけですが、今年度についてはたくさん出てきております。今後は、まだこれから相当数えさ不足のような感じですので、出てくるかなというふうに思っております。この74万円の中には、クマについてはあまり見ていなくて、中条農協さんのものについてはカラス、カモが主体、そこに猿がついてくる。それから、黒川さんのほうについてはここに主体になっているのは猿という形になっております。クマについては、プラスアルファの面も出てくるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） わかりました。

それで、たまたま私も市内の猟友会の方と話しした機会があったのですが、やはりそのメンバーも高齢化して人数も減っているという部分で、胎内市もこれはもう将来危ないですよという話を聞きました。全国的にはそういう形で将来を不安視して市の職員に猟銃の免許を取るような方法もとられるというふうな話もありましたが、胎内市としてはどんなお考えなのでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 確かに猟友会の方々が高齢化という問題もございますし、免許取得が非常に難しくなったという問題で減少してきております。それにかわるべくはやっていかなければならないということで、ことし箱わなの免許につきましては市の職員1名に取っていただきました。あと、クマ等の問題についてはライフルという問題がございますが、これらについては今後検討していかなければならない問題ではないかと思っております。例えば富山県のほうでは、自治体で免許取得して銃を保持している中で対策に当たっているというような自治体も出てきております。それら等も参考にしながら今後は進めていかなければならないというふうに考えております。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 先ほどの続きをお願いしたいのですが、宮崎県の口蹄疫みたいにこの問題がもしですよ、問題が本当にこれで終わってくれれば幸いだったのですが、こういう問題が表に

出てしまえば胎内の畜産団地は大きな打撃ということになりますので、本当にこういうものが行政側として今後真剣に取り組んで、黒豚のイメージ、ブランド品として黒豚をやっていっていいのかなのか、これから大きな私は課題だと思います。

それと、黒豚繁殖ということで黒豚の種豚を飼って一生懸命繁殖するわけなのですが、結局胎内市の消費力、黒豚の消費力、一番大きいのは今胎内リゾート、ロイヤルホテルのところに提供することが一番最大のPRになると思うのですが、そういう需要と供給、本当にこれを真剣に行政が携わっていいのかなのか、その販路が確定していれば真剣にやってもよいのですが……

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員、簡潔にまとめてください。

○委員（赤塚タイ君） その先の見通しの決断、決算を踏まえてその辺のお考えをお伺いします。

○委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） この黒豚の案件につきましては、職員も一生懸命やったわけでありまして、専門の獣医さんもついているわけでありまして。したがって、職員の管理もいいのですが、獣医さんの指示を受けながらやっているわけでありまして、これらはひとつ専門家がいるわけでありまして、その辺ご理解をお願いしたいと思っております。いずれにしましてもこの黒豚が素晴らしいということで仁谷野のほうにも移ったわけでありまして、これからも注意をしながら胎内市の黒豚をまたPRしていきたいと思っておりますので、この亡くなった豚につきましてはそういう理解をしていただきたいと思いますと思っております。職員も獣医ではありませんので、その辺専門のお医者さんいますので、これから十分気をつけてやっていきたいと思っております。お願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 松井委員。

○委員（松井恒雄君） 今ほど薄田委員のほうから鳥獣対策が出てきたわけございまして、私もクマについては今非常に全国的に里におりてきているのですが、被害を与えて射殺をされているクマもおりますけれども、猿についてはなかなか射殺するというようなことは非常に難しいと申しますか、猟友会の方々でも猿はどうもというような話を聞いておりますし、また山間地の農家の皆さんが猿対策を何とかしていただけないかという声があつて出てきているわけございまして、農水課長にこの前聞いたらなかなかいい手はないのだと、個人個人が防衛するしかないというような話であったわけございまして、私はやはり農家の皆さん、また定年まで勤めて畑仕事もしている、野菜もつくって余生を暮らしたいというような方々も結構おられるようございまして、やはり猿の防衛対策ですね、これやはり市でも農協もそうなのですけれども、考える必要があるのではないかと考えているところございまして、フルーツ農園では電気防護さくとか、そういう対策を立てておりますけれども、個人がそういう防衛策をやった場合に市がやはり補助をするような対応策なんかも検討する必要があると思うのですけれども、この辺についてどんな考えを持っているか、ひとつよろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 猿対策であります。猿対策につきましては各集落において電さく等を設置していただくよう助成措置も行っております。現に鎌江集落では30ヘクタールほどを一挙に集落でまとめて行っております。そのようなところもございますけれども、要は集落全体でやっていただければ農道もふさぐというような形になるでしょうけれども、一体感を持った中でやっていただけると。要は取りつけする手間、取り外す手間、それと草刈りが非常に煩雑だということではなかなか今普及してこないというような状況になってきておりますので、何とか国の制度もございますし、県の制度もございますので、それらを活用してやっていただければというふうに考えております。中山間地の方々については、それらがありましたらいつでもご要望をお願いしますということではお話し申し上げている次第であります。

それと、オオカミの尿ということで市のほうでも実験でやってみましたので、キャベツ畑のところでは減ったのですが、ちょうど結球してくると猿が食べに入ってくる、どうもあれは効果ないみたいだと、高価な金を出した割には結果はついてこないなというような状況でもありますので、電さくが一番いい方法ではないかというふうに考えております。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 済みません、時間になりましたけれども、1点だけ。181ページの委託料ですが、松くい虫被害防除調査委託料から防除からかなりの費用がかかっているわけですが、これはかなりの年数毎年かかっているわけですが、その成果のほどはどう把握しているのかということと、その松くい虫の状況を行政で把握して、ここここをやってくれということで委託先をお願いするのか、それとも委託先に任せっ放しなのか、その辺どうですか。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 松くい虫防除の事業委託料1,200万円のところでよろしいでしょうか。

○委員（小林兼由君） はい。

○農林水産課長（三宅政一君） これにつきましては、地上防除の分とそれと伐倒薫蒸の両方のものが入っております。伐倒薫蒸につきましては、例えば村松浜の何番の……木に黄色いテープとか赤いテープで番号を打印したもので、その木を切っていただく、処理してくださいというようなことで全部お願いしております。ただ、この中身は地上防除のものと伐倒薫蒸のものと両方のものがこの事業の委託料の中には入っておりますので、数本でこの金額になっているという形になっておりますことをご理解いただきたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） だから、私はその辺松くい虫防除はもう何年間かかってやっているわけです。その効果を、成果をどのように把握しているのかということと、それと行政で状況を把握し

てここここをやってくださいと委託先をお願いするのか、それともどこかの業者に任せっきりで委託しているのかと、その辺を聞きたいのです。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 効果ということにつきましては、我々のほうで全部把握しております、その都度地上防除を今やっていない地域もございますので、そのこのところに作業道を延伸していただき、地上防除ができるようにしていただきたいということをお願いしておりますし、区域等については全部こちらの指示で業者に委託を行っているという形であります。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋委員。

○委員（高橋政実君） 関連でありますけれども、中村浜から村松浜にかけての海岸線のあの枯れ状況というのは異常なわけですよ。あれはもうそっくり切って処理して新しい木を植えるぐらいの勢いでないと、もう地上散布だとかなんとか、あるいは伐倒薫蒸なんていう状況ではないわけですね。あの辺についてあまりにもひどいので、どう考えますか。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 確かに中村浜から村松浜にかけてはひどい状況になっております。特にあそこは畑が隣接している関係上、防除が今現在できていない状況で、一番ひどくなっているというような形になっております。それで、あの海岸線については今千年松、要は松くい虫の耐性が強いということでの千年松を植栽した中で現在進めておりますが、なかなかまだ大きくなってくれないという問題と、その松そのものが本当に効果があるのかという両方の点がまだ疑問符を打たれているという形になってきております。全部切ってしまうというような話もございませぬけれども、そうではなく、新たな若木は植栽をして大きくなっているのを待っているという状況ではあります、ただ松林の区間が短くなっているという実態がございませぬので、その辺を付近の状況を勘案しながら進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） お昼で申しわけございませぬ。農林水産課の不用額についてちょっとお尋ねしたいのですが、約1割の不用額を出しているわけなのでございませぬが、不用額は経費に関しては経費節減ということでこれが減るのは大変喜ばしいことなのですが、そこでは農業振興費ですね、それから総務費というのはその割合の不用額が断トツに突出している数字でないかなと思っております、基本的には予算の歳出を取り組むとき、1割の不用額を出すというのは過大見積もりというふうなことはならないのでしょうか。その辺、私も基本的なルールをちょっと知りませぬので、基本的なルールについてちょっと教えていただければ、今後ともまた私らの目配りの中で生きてくるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長(三宅政一君) 不用額については、大変2億円近い不用額ということであります。申しわけないと思います。一番大きいのが米粉関連施設のプロジェクト支援交付金約1億4,000万円というものがございまして。これ2年度秋口からの建設で3月末に3工場ともようやく完成したというような形の中で、その間に変更契約がこちらのほうに上がってきて、最終的なものができているという形であればよかったです。3月末になってようやく各事業主体から来たということで、それがもう1億4,000万円強という形の中で大きく占めておりますので、その辺のところは実際の事業がぎりぎりまで遅くなったということでご理解をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○委員長(桐生清太郎君) 森田副委員長。

○委員(森田幸衛君) 1点だけ、黒豚事業について80頭の被害が出たのですけれども、それは損失額を試算すると幾らぐらいになるのか、教えてください。

○委員長(桐生清太郎君) 三宅農林水産課長。

○農林水産課長(三宅政一君) 損失額そのものについては、大きさによって違いますけれども、出荷間近なものからまだ本当にこれから飼育しなければならないものもございまして、1頭につき3万5,000円程度のものでなかろうかというふうに考えています。ただ、毎年ゼロかという、そうでもないという実態もあるということをご理解いただきたいと思います。

○委員長(桐生清太郎君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご質疑ないので、以上で第6款の質疑を打ち切ります。お諮りいたします。ここで昼食のため休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) それでは、ご異議ないので、1時から開会いたします。

午後 零時09分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長(桐生清太郎君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

小林総務課長から保留していた答弁について発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

小林総務課長。

○総務課長(小林静雄君) 先ほどの丸山委員の労働費の緊急雇用の申し込み人数の総数でございます。557人ということでございます。

以上でございます。

○委員長(桐生清太郎君) 次に、第7款商工費について説明願います。

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤茂雄君） それでは、予算書の191ページからでございます。お聞きいただきありがとうございます。1項1目商工総務費につきましては、職員15名の人件費が主なものでございます。

次に、2目商工振興費につきましては企業誘致推進経費、市場管理及び中条まつり行事関係等の委託料等がありますが、次ページの13節委託料の消費生活相談業務委託料、それから18節のところに備品購入費の相談室の備品などが合わせて239万3,000円、これは新潟県消費行政活性化事業補助金をいただいて追加で実施したものでございます。18節負担金補助及び交付金では、新潟県商店街活性化事業補助金、景気対策事業として商工会に補助したものでございます。

3目観光費につきましては、例年より大幅に増額しておりますが、13節の委託料で観光交流センターの設計委託料、同じくこの工事の工事監理業務委託料が入っております。その下の観光PR用DVD、国の第2次補正で新規に支出させていただきました。また、197ページのところを見ていただきたいのですが、18節工事請負費に観光交流センターの建設工事、そして解体工事を支出させていただいております。その他、観光協会ほか観光振興団体関係団体への負担金並びに観光事業の繰出金となっております。

次に、4目カントリーパークの利用は1万9,090人で行いました。

199ページ、5目クアハウス胎内につきましては12万1,120人のご利用をいただいたところでございます。

4目、5目とも施設管理運営経費を支出したものでございます。

20ページからの6目交流促進事業費、ロイヤル胎内パークホテルにつきましては職員28名の人件費と施設の維持管理経費であります。施設の利用につきましては、宿泊が1万1,599人、日帰りが9万1,561人となっております。

続きまして、205ページ、7目奥胎内野営場、奥胎内ヒュッテでございますが、職員3名分の人件費、施設維持管理に係る経費となっており、利用人員は6,540人で行いまして、前年よりも天候によりまして若干減少しているというような状況でございます。

以上で商工費の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、第7款商工費について質疑を行います。ご質疑願います。

なお、発言の際はマイクのスイッチを入れ忘れのないようにお願いします。

丸山委員。

○委員（丸山孝博君） さっきの説明の問題ですけれども、新規の内容だと思うのですが、194ページの消費生活相談業務委託料、この内容ですね、場所もよくしたということですが、多分これ月2回だったと思うのですけれども、やってどの程度の人たち、何人相談があったか、お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤茂雄君） 消費センター、消費関係の相談件数でございますが、新潟県の消費センターに行かれた胎内市の方、それと市の相談室の窓口に来られた方ということで、2年度については県の消費センターのほうに胎内市の方が12件、市に来られた方が29件ございました。その29件のうち、窓口対応は16 司法書士対応が13件というようなことでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 198ページ、（仮称）観光交流センター建設工事というふうなことで、立派な施設ができて胎内のメインとしての施設というのを備えたわけなのでございますが、それからとし経過しているわけなのですが、いろいろな人のお話を総合的に承り、我々にも注文来ているのですが、たしか公衆便所の整備、案内所というふうなことで大変結構なわけでございますが、それには施設の運営費大体1,000万円ぐらい年間かかっているというようなことでございます。それで、収入というふうなことになりますと、今関係者の努力で日曜日ですが、されているというふうなお話も聞いていますが、そういうことで収入のほうの地域に金を落とさせていただくような方策がまだまだ不完全なのではないかなと感じているわけで、一日も早くやはり地域の物産並びに胎内の米粉を中心にした商品を販売できるような施設をつくっていただきたいという要望が相当ございます。

ただ、それに対して執行部も来年は県の公園整備事業が入っているというふうなことでご答弁はいただいているわけなのですが、実際そういう公園整備事業で来たところでそういう施設の建設は私は全くないというふうな解釈しているわけなのでございますが、それで市長、その辺の政治的配慮の中で日曜日だけでもラーメン屋を開かせてくれというふうな話もありますし、黒川の観光協会のほうでもそれらの推進にはいろいろ助言なり要請もされているというふうな話をお聞きしているのですが、それがどのように今後の展開を考えているのか、本当は予算審査ですればいいですけども、たまたま解体工事の代ということからすれば投資効果ということがございますので、ひとつお答えいただければ幸いです。

○委員長（桐生清太郎君） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤茂雄君） 樽ヶ橋のエリアにつきましては、菅原委員さんおっしゃるとおりなかなかまだ販売を本格的にやるということには至ってございません。前の議会にも申し上げましたが、今まだあのエリア全体のランドデザインを皆さんにお示しをしているような形で、夢をかくというところまで至っておらないというのが現状でございます。ただ、たまたま宝くじの助成金が入ったということで、まずとりあえずはインフォメーションということであの建物をつくってございます。ただ、そういう補助金をいただいているということで、あの中には前にお話をしましたとおり商売ができないということを確認してつくったところがございまして、今周

りのところにテントを建てながら、来た方々が少しでも喜んでもらえるようにということである方々にご協力いただいてやってございます。ただ、これにつきましてもこれをやるからそのインフォメーションセンターがもうかるということではなくて、あのエリアに来た方々がやはりこの後余計来ていただけるような努力をしていくということで、観光協会のほうでやっていただいているというのが現状でございます。この後、グランドデザインをきちんとやはりいろんな方々にかいていただいて、つくり上げた後には施設関係のものをやはり要望していかなければならないと思っておりますので、いましばらくお待ちいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 確におっしゃっていることはよく理解はできるのですが、あそこへ来ているリピーターですね、リピーターの方が2年も3年もそういう売店がないということは、もう二度と来ないというふうな話も聞いているわけなのです。もうある程度の3年も4年もほうっておくと、それは政治家の担当課の答弁でしようけれども、実質的にはもうそうすると後からそれだけの設備をしたところでもとに戻すのは大変ではないかなという感じもしますので、市長、その辺旧施設を利用しながら暫定的なそういうものを営業するようなお考えはございますか。

○委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） ご指摘のとおりで苦情も来ているわけではありますが、ちょっと上がりますと便所の裏にあの施設胎内の敷地、胎内市の土地なのであります。あれを何とか活用して軽食堂とか胎内の特産を売れるような施設にしたいというのが、観光協会に私言っているわけでありまして、あれを大々的でなくとも施設補修費ぐらいですね、今回の議会でちょっと盛っているのですけれども、あれを建物も壊さなければならないのかということ、あれは胎内市の土地でありますので、それをそっくり私はいただきたいと思ひまして、今協議中であります。そこをうまく、来た人も買い物できるようにしてやっていきたいということでお願いしているところであります。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で第7款の質疑を打ち切ります。

次に、第8款土木費について説明願います。

川崎地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） ご苦労さまでございます。それでは、第8款土木費についてご説明をさせていただきます。皆様の歳入歳出予算事項別明細書の209ページからになります。

2目終末処理場費では、北排水処理場ほか5つの処理場に係る維持管理委託料が主なものでございます。

続きまして、2項道路橋梁費につきましては、ページかわりまして21ページになります。2目道路維持費では、市道全線に係るもので、道路側溝舗装修繕及び除排雪委託料並びに道路側溝舗装消雪パイプ等の補修に係る工事請負費が主な内容であります。

次に、ページ213、214並びに215、16になりますが、3目道路新設改良費では道路改良工事等に伴う測量調査委託料、胎内バスストップ表示委託料、これはN E X C Oさんに委託したものであります。及び道路改良舗装新設、側溝新設改良、道路融雪施設等の工事費、公有財産購入費並びに県道改良工事等に係る負担金並びに単独補助事業に伴う物件補償が主なものであります。

次に、4目橋梁維持費では橋梁補修修繕が主なものであります。

続きまして、3項河川費については217のほうにいりますが、1目河川総務費ではシンホリカワ管理河川除草等委託料及び奥胎内ダム建設工事負担金が主なものでございます。

続きまして、4項都市計画費についてはページが21から次のページにいけますけれども、1目都市計画総務費では総合的水マネジメント調査ということで、元気再生事業で山すそエリア、町なかエリア、海辺エリアの3つのエリアに分けて伏流水等、また地域の特性を生かしながら観光資源等の発掘、いろいろまち歩き等もしたような事業でございましたが、残念ながら政府のほうの事業見直し等にかかりまして、実質3年計画でやるところだったのですけれども、2年度だけで終了してしまったというような残念な事業でございました。それから、都市計画マスタープラン策定、2年度と2年、2カ年にわたる委託料でございますけれども、実質2年度で基本的なものを作成させていただいたということでございます。また、街路灯の設置工事ということで表町地内16基が設置されたということで、これらが主なものでございます。

続きまして、2目街路事業費、皆様お手元のページ219から次のページ221ページになりますが、駅前広場等の消雪パイプ井戸点検、冬囲い清掃、中条駅前駐車場精算機の保守管理委託料、駐車場精算機の賃借料、都市計画道路中条駅前通り線の工事の工事負担金8%が主なものでございます。

続きまして、3目公園費では白鳥公園他、10施設の管理委託料、国際交流公園及び森林公園の借地料が主なものでございます。

4目の緑化推進費は、緑地管理、植栽委託料が主なものであります。

次に、5目になりますが、223ページのほうに移ります。5目まちづくり交付金事業では、高野排水路、中条・胎内線道路補修工事の工事請負費が主なものでございます。

続きまして、5項住宅費については、1目住宅管理費では223ページから次の225ページになりますが、住宅の修繕費、住宅管理委託等の委託料及び借地料並びに市営、県営住宅等の補修工事費及び木造住宅の耐震診断、また住宅建築リフォーム補助金というような形で2年度から取り組みをさせていただきましたけれども、主なものになりますと、住宅建築リフォームにつきましては申し込み件数が98件、補助対象となったものが1億6,072万5,000円、市の補助金として出した

ものが81万2,000円ということになりました。2年度後もやらせていただきまして、大変好評な状況でありました。

次に、2目住宅建設融資費では、225ページから227ページになりますが、住宅建設宅地購入資金貸付金利子補給金が主なものでございまして、3目の住宅建設費ではページは227ページになりますけれども、市営、市有住宅の解体工事が主なものとなりまして、市営住宅では旧鳥坂団地、旧市内の二葉町ですけれども、簡易耐火構造の俗にカンピラという6棟25戸について取り壊しをさせていただきまして。なお、既設住宅については旧教員住宅、木造でしたけれども、1戸を取り壊しをしてございまして、合わせて7棟26戸の取り壊しをやったということでございます。

これらが主なものでございまして、これで8款の土木費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、第8款土木費について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 21ページ、委託料の関係で除雪の関係なのですが、あまり町内のというところによろしくないのですが、我が町内というのはご存じのとおり地下水も出ないということで機械除雪をやるというふうな形で、通常によその町内とは感じが違うというふうに認識して言っているのですが、特に昨年あたりもこう見ますと、なかなか排雪する場所がない。恐らく交差できないような状況で、相当町内のほうから何とかできないのかというふうなことで区長のほうにも話がいつているということで、なかなか対応の仕方がいまいちなところがあると。そこで、例えば町内から業者にそういった例えば排雪のお願いとかそういうのはしていいのか、区長から。それとも、区長はあくまでも課長のほうにとか、担当所管に話をして現地を見てやってもらうというふうなのがいいのか。それと、通常のパトロールやられていると思うのです。そういったときにそういう問題の話というのは出なかったのですね。通常見ると、相当山のほうにご存じだと思っておりますが、そこで一面にブロックのように積まれている状況で、何だ、この町内は、議員いなかのなんていうこともちまたで出るぐらいの相当除雪の排雪の関係で、町内区長が本当に精神的に参っているというふうなお話も聞いたりもするので、その辺のところをどういうふうに町内ごとに除雪会議等々で徹底されているのか、その辺のお話をお聞きしたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 川崎地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） この苦情等、また今言われる問題点につきましては、毎年これからまた見られますけれども、区長会議等にもお知らせをさせていただきますが、排雪等にもなう苦情については、区長さんを通して担当課のほうに連絡をしてくださいということに一応統一をさせてもらっていますので、先ほどの件につきましては区長さんが直接業者さんに指示ではなくて、一応市のほうにご連絡いただいて、それから対応するというふうに統一をさせていただきたいというふうに思っています。これは、今の排雪的なものだけではなくて、例えば消雪パイプの水が

出ないとか、はじいているとか、いろいろな諸問題ありますけれども、それらについてそのようなことで、直接市民からではなくて区長さんを通してくださいということをごベースにしておりますので、よろしく願いいたします。

それから、排雪等の関係につきましては場所的なものもありますので、その辺の状況をパトロールしている中でも際どい状況になっているねというのは入ってはいたのですけれども、なかなかちょっとそこまで手が回らないというのが実際の状況でございます。今後また今の状況をお聞きしましたし、他のところでもやはり門口の部分についてかなり山になりまして見通しがきかないとかという状況もありますので、またロータリーをしながら場合によってはその箇所について排雪をしていただくというふうに思っていますので、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

○委員（渡辺宏行君） よろしく願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 松井委員。

○委員（松井恒雄君） 226ページの使用料及び賃借料のコーポカーボンデールの件でございますけれども、市では長屋と申しますか、アパートについては将来的には廃止するというを前から言われているわけでございますけれども、最近見ますとだいぶ入居者が減っているというような状況でございます。いつになったらその辺が実現するのか、その辺やはり何年までには解消するというような計画を立てながらやる必要があるのではないかと私は思うのでございますけれども、今入っている方々があるわけですが、胎内市全体をみれば、東牧団地のところもあいているところもあると思うのですけれども、そういうところに移転を進めるとか、この金額を見ますと156万円ですか、場所の面積からいっても非常に高額な賃借料も払っているわけなので、またそのほか維持管理費等もかかるわけでございますので、その辺の考えについてひとつ今現在どんな考えを持っているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○委員長（桐生清太郎君） 川崎地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） 松井委員さんから前にも多分同じような質問をされたというふうに記憶してございますが、一応これにつきましてはまた徐々に減りつつはあるのですけれども、まだ取り壊しの状況までは至っていないのが現状でございますので、今後の推移を見ながら、場合によっては他の所へ移転というようなことも考え合わせた上でやっていきたいと思えます。なお、いついつまでというのは、ちょっと今のところ定まっていませんので、ご考慮いただきたいと思えます。

なお、今の維持管理費等もかかわってはおりますけれども、今の状況からしますと使用料が維持管理費を十分カバーできるという形で、今分は私たちも収支上はいいような状況ですが、結構老朽化してきておりますので、その辺踏まえて検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 220ページあたりの下のほうなのですが、街路事業費の関係で中条駅周辺の駅前の施設については非常によくなったのですが、同じ胎内市でありながら平木田駅前の部分、その辺がまだまだ駐車スペースも少ないし、混雑しているしという苦情をいっぱい聞くのですが、その辺の部分は把握されているのでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 川崎地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） 今委員さん言われるように、私も通勤の経路にありますので、十分見てはおります。ただ、やはり朝晩の通学が主に込み合っている状況でございます。それで、平木田駅前につきましても1カ所の出入り口しかなかったのですけれども、今回乙方面に左折専用の口を設けさせてもらってまして、その辺状況を見ながら今後の取り組みを考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 今課長から非常に前向きな答弁いただきました。本当にそういった部分では朝晩の通学者の部分が一番メインだと思うので、その辺も含めてぜひご検討いただきたいというふうに思っています。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑がないようなので、以上で第8款の質疑を打ち切ります。

次に、第9款消防費についてご説明願います。

小林総務課長。

○総務課長（小林静雄君） それでは、引き続きまして第9款消防費についてご説明させていただきます。

消防費全体の執行率は96.4%でありました。229ページをお開き願います。2目非常備消防費の1節報酬では、消防団員総勢745名の報酬であります。また、9節旅費の費用弁償では火災出動、演習及び訓練、操作等に対する費用弁償でありました。

はぐってもらいまして、3目消防施設費、1節備品購入費では小型動力ポンプ積載車を関沢、鼓岡、須巻の各分団に1台ずつ配備したものであります。

同じページの4目防災費、1節工事請負費では、防災情報システム構築工事に要した経費であります。

以上で9款消防費の説明を終わります。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、第9款消防費について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑がないようなので、これで第9款の質疑を打ち切ります。

次に、第10款教育費について説明願います。

高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋 晃君） それでは、第10款教育費についてご説明申し上げます。

233ページをお開きください。第1項教育総務費では、教育委員会費並びに事務局費で職員給与等の諸経費が主なものでございます。

235ページからの第2項小学校費のうち、237ページにあります1目学校管理費の7節賃金は、各小学校の特別支援学級の介護員及び複式学級学習指導員等の賃金であります。同じく13節委託料は、中条、乙、築地、鼓岡小学校のスクールバス運行委託料と各小学校で実施しております冬期間のスクールバス運行委託料に加え、黒川小学校、鼓岡小学校で実施いたしました耐震診断委託料が主なものでございます。なお、繰越明許費973万9,000円は中条小学校耐震改修工事の設計委託料です。239ページ、14節使用料及び賃借料は、各小学校に設置しておりますコンピューターとそれを利用するためのソフトウェアのリース料のほか各小学校の野外学習活動に必要なバスの借上料であります。また、15節工事請負費は小学校8校の施設整備工事費であります。主なものは、黒川小学校のキュービクル取替工事、また旧村松浜小学校、築地小学校、竹島小学校のおのおの木造校舎の取り壊しを実施いたしました。なお、繰越明許費1,150万円につきましては、きめ細やかな交付金事業を活用した鼓岡小学校の電気、水道関係工事費でございます。18節備品購入費は、各小学校の施設備品及び地上デジタル放送対応のテレビ購入が主なものでございます。

次に、2目教育振興費は、13節委託料の英語指導講師派遣委託と241ページ、20節扶助費の要保護・準要保護児童生徒援助費が主なものであります。

また、3目学校建設費は胎内小学校の建設に要した経費であります。繰越明許費につきましては、中条小学校の屋内運動場等の工事監理委託料と建設費でございます。

次に、第3項中学校費であります。243ページにあります7節賃金は各中学校における特別支援学級の介助員及び学習補助員並びにさわやかルームの指導員の賃金であります。

245ページ、13節委託料は各中学校で実施しております冬期間のスクールバス運行委託料に加え、黒川中学校の耐震診断委託料が主なものであります。また、14節使用料及び賃借料は、小学校と同様に各中学に設置しておりますコンピューターとそれを利用するためのソフトウェアのリース料等でございます。同じく15節工事請負費は、各中学校の施設整備費であります。昨年度の主なものは、築地中学校の食堂空調設備工事を実施しました。また、繰越明許費700万円につきましては、きめ細やかな交付金事業活用によるフェンス、バックネットの改修工事であります。同じく18節備品購入費は、各中学校の施設備品及び地上デジタル放送対応のテレビ購入が主なものであります。また、19節負担金補助及び交付金では、各種大会に出場するための派遣費用の補助が主なものであります。

次に、2目教育振興費の13節委託料は、小学校と同様英語指導講師派遣委託料が主なものであ

ります。

3目学校建設費の繰越明許費は、中条中学校の屋内運動場、校舎の設計委託料と建設工事費であります。

次に、第4項幼稚園費で247ページにあります7節賃金では、臨時教諭の雇用のための賃金が主なものであります。

249ページ、19節負担金補助及び交付金は聖心幼稚園への補助金が主なものであります。

第5項学校給食費、7節賃金は黒川地区の自校式で行っております学校給食のパート賃金であります。251ページ、1節需用費のうち修繕費は、老朽化してまいりました調理器具及び調理場の施設の補修が主なものであります。また、1節委託料は東西学校給食センター業務を民間業者に委託したものが主なものであります。同じく19節負担金補助及び交付金では、週3回実施しております米飯給食に係る地元コシヒカリと標準米との差額を補助する負担金が主なものであります。

次に、251ページから第6項社会教育費です。1目社会教育総務費及び2目生涯学習推進費では、職員給与及び社会教育振興のための諸経費と芸術、文化推進のコンサートや美術鑑賞、生涯学習フェスティバル及び小中学校の英会話教室受講者補助金であります。

255ページ、3目文化財保護費では、坊城館跡整備として路盤工、植栽工事の施工、坊城館跡用地購入、鳥坂城跡地試掘調査及び桃崎浜文化財収蔵庫の修理工事、農道整備に伴う史跡調査や文化財保護、郷土芸能保存等に要する経費であります。

257ページ、4目公民館費は公民館運営及び各種学級講座、各種美術展、成人式、板額御前イベント等に要した経費であります。

261ページ、5目産業文化会館費では、産業文化会館の貸し館業務ほか管理運営に伴う経費であり、経済対策として地デジテレビに対応するためのテレビ機器の整備に要した経費であります。

263ページ、6目図書館費では図書館の運営管理事業に伴う経費であり、図書購入2,914冊、図書貸し出しが7万3,430冊でありました。

265ページから271ページまでの7目陶芸研修所管理費、8目郷土文化伝習館費、9目彫刻美術館費、10目鉞物陶芸館費、11目文化教育交流促進施設費、11目昆虫の森費、13目郷土文化保存伝習施設費はいずれも施設管理費でございます。

273ページから279ページの第7項保健体育費ですが、1目保健体育総務費では職員給与や健康増進とスポーツ振興のための各種スポーツ大会、教室等に係る経費のほか、三浦雄一郎講演会に要した経費であります。

2目体育施設費では、各施設の運営費に係る経費のほか、総合グラウンド陸上競技場の整備工事、胎内球場の防球ネット設置工事、B & G プール改修工事等に要した経費であります。また、きめ細やかな交付金として黒川体育館塗装修繕工事、産業文化会館屋上防水工事、総合グラウン

ド野球場フェンス張りかえ工事、総合グラウンドキュービクル更新工事、テニスコート更衣室改修工事、胎内球場内野改修工事が繰越明許費となっております。

以上で10款の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、第10款教育費について質疑を行います。ご質疑願ひます。丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ささいなことですが、268ページ、鉱物館長報酬12万円が全く不用額になっていますが、館長不在なのでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 坂上生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂上敬一君） 昨年の9月で館長が退任いたしまして、現在不在でございます。以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） それから、240ページ及び246ページの下段に出ています英語指導講師派遣委託料とございますが、派遣先はどこですか。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋 晃君） 派遣先につきましては、小学校費のほうが各小学校8校、中学校費のほうが4中学校になります。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これは民間会社から派遣されているというわけではなくて……。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋 晃君） 派遣元ということですか。

○委員（丸山孝博君） 派遣元ですね、派遣先ではない。申しわけありません。

○学校教育課長（高橋 晃君） 学校法人太平洋になります。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 学校法人太平洋からこの英語教師が派遣されて、各小中学校で英語教育をやっているということになると思うのですけれども、人数はそれぞれどうなっていますか。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋 晃君） おのおの3人でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） その際に派遣先から現場で英語教育をする場合に、現場の先生と打ち合わせをしたり、指示を受けたりすることはできないというのはご承知のとおりだと思うのですけれども、その辺の指導はどうなっていますか。偽装請負になるわけだ。派遣会社から来た先生が現場で地元の英語の先生と打ち合わせをしながら教育をするというのは、偽装請負になるわけけれども、実際にはどうなっていますか。

- 委員長（桐生清太郎君） 高橋学校教育課長。
- 学校教育課長（高橋 晃君） 今のご質問は、中学校の先生と派遣された講師が打ち合わせができないという理解でよろしいでしょうか。
- 委員（丸山孝博君） はい。
- 学校教育課長（高橋 晃君） 教育委員会といたしましては、できる限りの中で英語教師とALTという派遣される講師との打ち合わせを綿密にやった中で授業に取り組んでほしいという意図は持っております。
- 委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） 実態は明らかになっていないというのが実態だと思うのですが、朝日新聞のこししの8月4日に、英語授業で助手と連携して偽装請負だと指導を受ける教育委員会が続出しているという記事があるのですよね。これは3分の1くらいの教育委員会が指摘を受けて、文科省と労働局のほうでのやりとりがあったという話になっているので、では当市はこういう委託して英語の教育をやっているが、どうなのだろうということできょう質問したのです。学校給食の問題もそうだったのですけれども、派遣された現場の人間はそこで働いている人との連携ができないというのは偽装請負というのは明らかだということがあるので、その辺実態はわからないのですかね、そうすると。
- 委員長（桐生清太郎君） 小野教育長。
- 教育長（小野達也君） 実際は学校教育の指導要領の中で行いますものですから、これはあくまでもイニシアチブはプロパーである学校の教員が行うということになります。実際にはこのALTが発音の部分であるとか、それから教材をつくってというような部分ではどうしてもネイティブの方々のお力をかりなければならないというところもありますので、あくまでも補助教員として派遣をしていただいているというのが実情であります。
- 委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） この朝日新聞の内容によると、英語の授業中に外国語指導助手、ALTですね、と日本人教師が言葉を交わすことができないと、困っているということなのですね。ALTを業者へ業務委託で確保する自治体で奇妙な授業風景が繰り広げられている。2人が協力して授業に取り組むと偽装請負になるということから、労働局の指摘を受けている教育委員会が相次ぎ、教室で混乱が起きているというふうになっていますが、当市の教育委員会では指導を受けたとか、そういうことはないし、ないけれども、実態はわからないということですかね。
- 委員長（桐生清太郎君） 小野教育長。
- 教育長（小野達也君） まず、指導を受けたということは今まではございません。ただ、実際T T、先生と先生が同じクラスに入っておりますので、言葉を交わさないということはありません。コミュニケーションとしての外国語をやっている中で先生同士がコミュニケー

ションを交わせないということは、これはむしろあってはならないことだというふうに思っております。コミュニケーションをとりながらやっているということ、私授業を見ていても、はい、では先生というような形でお互いにやりとりしているというのが実情でありますけれども、それが果たして今の偽装請負であるとかというようなことで抵触するというようなことであれば、またこれは労働局のほうと十分協議をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 私も揚げ足をとるようなことでは言っているのではなくて、できればそうであれば子供たちが一番いいわけですよ。生の英語の先生の授業を受けるということが望ましいのだが、法律上そういうことが問題になっているが、胎内市の教育委員会はどうなのかということで、文科省のほうなんかは担任と指導助手が打ち合わせをしたり、担任から指示をしたりできるほうが英語教育上は望ましいと考えているというふうな見解があるわけですね。だから、その辺は労働局とこれからも詰めて、できるだけ指導を教育委員会として適切な指導したいみたいなコメントが出ているので、私はそうあるべきだとは思っているけれども、やはりこの法律の範囲内でやろうとすると直接雇用が一番いいということになるわけです。そうすると、そういう問題をやはり今後は考えていく必要があると思うのですが、直接雇用的な臨時雇用も含めてやるということのほうが委託するよりはいいのではないかと思います。将来的にそういうことについてやはり検討したらどうかということですが、いかがですか。

○委員長（桐生清太郎君） 小野教育長。

○教育長（小野達也君） いろいろな制度があって、以前は教育委員会でALTの先生をお願いするというようなこともやっていたことも確かであります。ただ、こうやって複数人数ALTを確保する、しかも有資格者を確保するということは、どこの市町村も非常にこれは困難をきわめております。当胎内市ではイリノイからの流れもありまして、学校法人太平洋とそれからイリノイアカデミー等というようなことで、専門の先生が複数名ある程度そこでしっかり確保できるというのは非常にありがたいことだなというふうに私は思っております。ご指摘はありますので、そういった安定的に先生を確保できるかどうか、それから費用の面で果たしてどうか、非常に一日の中でも何時間というようなことにもなりますので、またそういったことを先生方が専門的にやってどれだけメリットがあるか等々をやはり考えていかなければならない点だというふうに思っております。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 本当にささいなことなのですが、265ページ、彫刻美術館費というふうなことで金額はささいなのですが、経費も歳出も少ないのですけれども、入場者も少ないということで、今後時代の流れの中で場所的にどうなのか、またほかの施設との共用によって教育成果を上げるような方法はないのか、その点非常に検討してもいい時期に来ているというふうなことで

考えておりますが、それらについて教育委員会の担当課長、前向きのひとつ、毎年同じことを教育だからそれは構わないですけれども、やはりもうちょっと効果の上がるような複合的なところへ一緒にするとか、ほかの施設と一緒にするとか、そういうことによってせっかく入場者を増やすということも教育上必須条件でないかというようなことに考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 坂上生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂上敬一君） 彫刻美術館でありますけれども、現在あの中で主なものは大平さん、黒川出身の。その方のものを展示しているわけでありましてけれども、先ほど委員さんおっしゃるとおり年間15人の入場者であります。そんな中で今考えているのは、大平さんにあの場所を借りて自分でやっていただけないかを含めて現在協議をしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 本人の寄贈された彫刻品であるという理解でよろしゅうございますか。それとも、あくまでも彫刻そのものは本人のものなののでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 坂上生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂上敬一君） 胎内市のものと本人から借りて所有しているものの両方あります。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） たしか先ほどの答弁は、まさに経済投資効果からすれば的を射た答弁なのだけれども、逆に大平さん側とすれば果たしてそのような要件のめるのかという疑問があるわけですが、その辺の話は自信ありますか。

○委員長（桐生清太郎君） 坂上生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂上敬一君） 自信あるかと言われると、自信ありますなんていうことは言えませんけれども、その方向で協議をさせていただきたいということでもあります。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 私もちょうとささいなことで質問させてもらいますが、260ページの一番上、成人式の出席者記念品ということであるのですが、これは実際どういったものを記念品で配っているのかなという部分と、出席者ということは欠席した人にはやらないということなのかなと。あとは、真ん中に成人式ビデオ作成費10万円あるのですけれども、このビデオって非常に好評だと思って、私成人式に出席して見ていると非常にいいなと、その部分でDVDに落として記念品として欲しいという人がいると思うのですが、そういったことは要望としてないのかなというのが1点。

もう一点が274ページのスポーツ大会賞品代という真ん中の部分なのですが、これ賞品代何入っているか私もよくわからないのですが、今回市民大運動会予定したのですけれども、雨で中止になって今回は中止ということでございました。いろいろな方の意見もあります。結構年齢が上

になってとてもではないが、運動会にも出られない、また選手集めも大変だ、こういう部分もございませぬ。その辺を加味しながら、今後運動会というものはどうしていくのか。そして、例えば一日雨だったら中止ではないですか。本当にやる気だったらやはり予備日設けてやるという方法もあるかと思いますが、その2点お聞きいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 坂上生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂上敬一君） 初めに、成人式の記念品でありますけれども、記念写真を記念品としてやっているものでありますから、出席者に限らせていただいております。それと、ビデオですけれども、今のところそういう要望がありませんでした。

スポーツ大会の各種賞品でございますけれども、例えば優勝した場合にジュースのセットとか、それからカップとか、そういったものでございます。

それから、運動会でございますけれども、そういったことで運動会の実行委員会というのがございますので、今のご意見等をその中で協議をさせてもらいたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 松井委員。

○委員（松井恒雄君） 文化財保護事業の点でございますけれども、258ページ、坊城館跡の整備事業でございますけれども、2年度は設計委託料とか、あるいは坊城館の整備工事費と出ているわけでございますけれども、私も調査不足なのでございますが、既に恐らく坊城館についてのイメージと申しますか、どういうものをつくるのか、あると思うのですけれども、そういう資料があればぜひ委員の皆さんにいただければありがたいなと思うのですけれども、その辺について伺います。

○委員長（桐生清太郎君） 坂上生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂上敬一君） その整備のこういった形になるというイメージ図ですか、簡単なものがございますので、後ほど委員さんに配付させていただきます。

○委員長（桐生清太郎君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） 本当の素朴な疑問で済みませんけれども、278ページの委託料の中で船舶免許取得経費委託料、何で免許で委託料なのか、免許取得に。その辺ちょっと詳しくお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 坂上生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂上敬一君） 免許取得に取得の際に補助を出しているのですけれども、その補助でなくて委託が適当であるということで、委託料で精算させてもらったわけでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） この免許取得に2級特殊とあるのですけれども、これ職員ですか、一般の方ですか。

○委員長（桐生清太郎君） 坂上生涯学習課長。

- 生涯学習課長（坂上敬一君） 職員でございます。
- 委員長（桐生清太郎君） 高橋委員。
- 委員（高橋政実君） 八幡議員には大変申しわけないのですけれども、276の20キロロード、これなのですけれども、これ県20キロロードレース大会補助金ということは県陸協主催で市のほうで補助金出しているのですか。どういう性格なのでしょうか。
- 委員長（桐生清太郎君） 坂上生涯学習課長。
- 生涯学習課長（坂上敬一君） 主催は県でございますけれども、所管が胎内市ということであります。
- 委員長（桐生清太郎君） 高橋委員。
- 委員（高橋政実君） 県主催ということで主管がこちらということなのですけれども、そういうスタイルのところに胎内市から80万円という補助金を出しているというようなこういう大会は極めてまれと申しますか、だと思ふのですね。いわゆるこれは多分スポーツ都市宣言、あるいは総合体育館、総合グラウンドというようなことで、旧中条町として陸上のまち中条という観点から招待選手を呼んで陸上競技の中長距離の選手を育成するというような形でやっていたのではないかというふうに思うわけです。私は、この80万円という費用対効果から考えますと、もうぼつぼつ招待型の大会ではなく、市民参加型のロード大会というものに変えていったほうが80万円として極めて有効活用できるのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。
- 委員長（桐生清太郎君） 坂上生涯学習課長。
- 生涯学習課長（坂上敬一君） 今のロードレース、これだけをやっているわけではなくて、同時に胎内市ロードレースというのも同日その会場でやっていますので、これについても3回目になりますけれども、そういった中でしているということでございますので、ご理解をお願いします。
- 委員長（桐生清太郎君） 森田委員。
- 委員（森田幸衛君） 学校給食費関係でお伺いしたいのですけれども、学校給食費の滞納の件数と滞納額をわかる範囲でお聞かせいただきたいと思ひますし、それと252ページに負担金補助及び交付金のところに保存食負担金というのが載っておりますけれども、その保存食というものの内容というか、中身についてお聞かせください。
- 委員長（桐生清太郎君） 高橋学校教育課長。
- 学校教育課長（高橋 晃君） 滞納につきましては、直接ここの決算とは連動しないわけですが、もし必要でございましたら後ほど回答させていただきたいと思ひます。

それと、保存食負担金につきましては、学校給食は安全のためにいったんつくったものを保存しておきます。万が一のことがあったときに、この給食は大丈夫だったということを証明するために保存しておきます。その材料費、これが一般の小学生、中学生の保護者に負担されるべきものではないので、市のほうで負担して、それを保存しておくというような取り扱いになっており

ます。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で第10款の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。第10款公債費から歳出の最後までについては一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第10款公債費から歳出の最後までご説明願います。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） それでは、引き続きまして第10款公債費からご説明を申し上げます。

281、282ページをお開き願います。公債費であります。予算に対する支出の割合は99.6%であります。長期債の元利償還金と一時借入金の利息であります。長期債の元金償還額は23億56万5,014円であり、起債の発行額が28億7,550万円ですので、起債の残高が5億7,493万円ほど増えました。その結果、2年度末起債残高は182億2,244万円になります。また、国の公的資金補償金免除繰上償還の制度によりまして借りかえしたものが8,801万4,000円、通常の借りかえ分が4億3,180万円でありました。一時借入金につきましては、基金の繰りかえ運用を行ったものの利息相当分が177万4,329円、金融機関より借り入れたものの利息分が9万8,630円であります。

次に、283、284ページをごらんいただきたいと思えます。第11款諸支出金であります。予算に対する支出割合は100%であります。1項1目公共下水道事業支出金、1項2目工業用水道事業支出金につきましては、それぞれの会計へ補助金として当初予算どおり支出をさせていただきました。

1項3目水道事業支出金につきましては、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の一部を石綿管更新事業補助金として支出したものが1,000万円、水道料金の値上げ圧縮のため貸し付けをしたものが2,000万円であります。

次に、285、286ページ、第12款災害復旧費であります。2年度支出はありませんでした。

次に、第14款予備費であります。287、288ページをごらんいただきたいと思えます。予算に対する支出割合は73%であります。予備費をしたものは34件、1億2,904万3,000円あります。充当先及び金額につきましては、備考欄に記載のとおりであります。主なものは、除排雪経費や県営ほ場整備事業負担金に充てたものであります。

以上、歳出の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、第10款公債費から歳出の最後までについて質疑を行います。

ご質疑願います。

高橋委員。

○委員（高橋政実君） 283ページ、水道事業支出金の2,000万円、これは2,000万円ずつ3年間と
いうことだったと思うのですけれども、これ最後でしたでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） たしか2年が最初で、21、22、23になろうかと思えます。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑がないようなので、以上で款ごとの歳出の質疑を打ち切ります。
お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） それでは、2時25分まで休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時25分 再開

○委員長（桐生清太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、歳入の第1款市税について説明願います。

久保田税務課長。

○税務課長（久保田雅勝君） それでは、歳入の第1款市税についてご説明いたします。

事項別明細書の19ページから22ページをごらんください。市税全体の決算額は37億3,792万
8,000円で、前年度と比較しますと4億648万5,000円、率にして9.8%の減でありました。歳入全
体に占める市税の割合は20.1%となっております。

税目別に見ますと、1項市民税は13億8,263万2,000円で、前年度と比較しますと3億3,417万
4,000円の減でありました。この理由といたしましては、一昨年秋の金融危機が世界的な景気後
退をもたらし、企業業績の悪化、雇用情勢の悪化を引き起こす大きな要因となり、減収となった
ものであります。このうち1目個人市民税は11億6,770万7,000円で、前年度より3,073万1,000円、
率にして2.5%の減でありました。

また、2目法人市民税につきましては2億1,492万5,000円で、前年度より3億344万2,000円、
率にして58.5%の減となっております。

2項1目の固定資産税は、前年比2.7%減で20億2,516万7,000円でありました。現年課税分の
内訳としては、土地は前年比1.9%の減で6億4,960万8,000円でありました。これにつきましては、
平成2年度は評価替の年でありまして、土地の評価が見直されたための減であります。また、
家屋につきましても理由としては評価替による減価が主な理由であり、前年度より3,795万

2,000円、率にして4.7%の減で7億9,041万8,000円でありました。償却資産については、前年比0.6%、304万8,000円の増で5億3,840万3,000円でありました。これは設備の入れかえ等に伴う増となっております。軽自動車税は7,577万5,000円で、前年度と比較すると191万5,000円で率で2.6%の増となっております。これについては、エコカー減税や補助金等により軽自動車等の新規登録の増が要因となります。市たばこ税は、前年比で7.9%の減で、税額で1,301万円の減で1億6,034万5,000円でありました。これにつきましては、喫煙者が年々減少していることや禁煙施設等が多くなったことにより禁煙者が増えたことも要因であると考えます。鉱産税は8,388万2,000円で、前年比で0.9%の減、税額にして8万8,000円の減でございます。これについては、天然ガス並びに原油の産出量の減によるものでございます。次ページの入湯税につきましては1,012万4,000円で、前年度より33万6,000円の減、率にして29%の減となります。これについては、胎内グランドホテルの閉鎖や全体的に入浴者の減によるものでございます。

20ページをごらんください。不納欠損額につきましては、市税全体で520万1,000円ですが、主なものとして固定資産税の滞納繰越分で302万1,000円でございます。欠損の要因としまして、倒産による会社解散及び競売により資産なしとなった企業の固定資産税債権の即時消滅、また死亡、相続放棄、居所不明等により徴収することができないことが明らかであるものについて処理したものでございます。徴収率につきましては、市税全体での現年度分で98.93%、滞納繰越分で24.70%、合計で95.41%と前年より0.03ポイントアップいたしました。

以上、簡単ではありますが、市税についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、第1款市税について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 一番最後の全体の収入率という部分で、昨年より上がったよと今話ございました。95.4%ですか。この部分について、新潟県の20市のうちのどのぐらいに位置するのか、わかれば教えてください。

○委員長（桐生清太郎君） 久保田税務課長。

○税務課長（久保田雅勝君） 20市のうち3番目でございます。ほかに、30市町村でいえば8番目になります。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ということは、新潟県の中でも高いということと考えていいのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 久保田税務課長。

○税務課長（久保田雅勝君） そうです。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 市民税で個人のやつで現年課税分でありますけれども、年金からの天引き

率なんていうのは出ているのでしょうか。そういう総額とか平均額とか、そういうのは出しているのでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 久保田税務課長。

○税務課長（久保田雅勝君） 年金につきましては、徴収した人数は出ておりますけれども、徴収した金額までは把握しておりません。大変申しわけございません。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） ただいま課長のご説明の中で、市民税等が微増だというふうなご説明ございましたが、監査委員さんの中でも徴収率を高めたことは新潟県地方税徴収機構に参加の成果でもあろうというふうに書かれておりますが、このところに参加しているものが地方税、主に地方税というか、そういう税の部分なのかどうか、私この辺の内容がよくわかりませんので、ちょっとお聞かせください。

○委員長（桐生清太郎君） 久保田税務課長。

○税務課長（久保田雅勝君） 新潟県の徴収機構ということですので、県税を主体としてうちのほうも職員1人派遣しておりますので、その中でノウハウを勉強しながらうちのほうの固定資産税、それから当然市民税、市税全体と国保税をプラスした中で徴収の勉強をしながら、そのおかげで徴収率が若干程度上がったということでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） ということは、県の機構に加盟することによってノウハウをいただいて、地元に戻ってきてその徴収に携わるということでいいのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 久保田税務課長。

○税務課長（久保田雅勝君） 新潟県徴収機構につきましては、村上市、関川、新発田、阿賀野市、聖籠町というふうな形の中でそこで派遣をしております、新潟県の関税部と協議しながら50万円以上100万円という形の中の大きな未納部分について、うちのほうで1人行っていますので、その辺の中で勉強しながら、なおかつ先ほど申し上げましたとおり国保とか固定資産税、市民税につきましても徴収を行い、督促関係から催告関係からもいろんな面で勉強しながら徴収者の意欲を持たせるような形の中でやっております。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 先ほど固定資産税ですが、評価替によって減ですということでしたが、この評価替って何年置きくらいにやるものかということと、ちなみに胎内市の本町、第四銀行あたりでどのくらいの地価が、当然下がっているのでしょうか、その見直しはどのくらい下がったものか、差し支えなかったら教えていただきたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 久保田税務課長。

○税務課長（久保田雅勝君） 評価替につきましては、3年に1遍でございます。次回は2年でご

ざいます。

土地の本町通りにつきましては今ちょっと資料がございませんので、後ほど答えたいと思いますので、済みませんが。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で第1款の質疑を打ち切ります。

次に、歳入の第2款地方譲与税から第1款交通安全対策特別交付金までについては、一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第2款地方譲与税から第1款交通安全対策特別交付金までについて説明願います。熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） それでは、引き続きまして第2款の地方譲与税から第1款交通安全対策特別交付金までご説明させていただきます。

23ページ、第2款地方譲与税から35ページの第8款自動車取得税交付金までにつきましては、前年度と比較しますと2,345万5,000円の減となりました。景気の低迷や自動車取得税の減税の影響が出ているものと考えられます。

次に、37、38ページ、第9款地方特例交付金につきましては、前年度より31万7,000円の増となりました。これは、1項1目地方特例交付金で自動車取得税の減税に係る減収分について増加となったことによるものであります。

次に、39、40ページ、第10款地方交付税であります。地方交付税につきましては、前年度と比較しまして1億6,383万円、率にして4.2%ほどの増となりました。これは、基準財政収入額の減が要因であります。次に、特別交付税につきましては前年度と比較しまして2,601万7,000円、4.8%の増となりました。

次に、41、42ページ、第1款交通安全対策特別交付金につきましては前年度より16万4,000円の減となりました。

以上、歳入の2款から第1款までご説明申し上げました。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、第2款地方譲与税から第1款交通安全対策特別交付金までについて質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑がないようなので、以上で第2款から第1款までの質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。第12款分担金及び負担金から歳入の最後までについては、次に、歳入の交

通安全対策特別交付金までについては、一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第1款分担金及び負担金から歳入の最後までについて説明願います。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） それでは、引き続きまして43、44ページ、第1款分担金及び負担金以降につきましてご説明を申し上げます。

分担金、負担金であります。前年度と比較しまして616万2,000円ほどの減となりました。これは、1項1目2節児童福祉費負担金で入園時保育料負担金や広域入所運営費負担金が減ったことが主な要因となっております。

次に、45、46ページ、第1款使用料及び手数料であります。前年度と比較しまして325万8,000円ほどの減となりました。これは、1項6目1節商工使用料で交流促進施設使用料の減が主な要因となっております。

次に、53、54ページをお願いいたします。第14款国庫支出金であります。前年度と比較しまして14億2,720万6,000円ほどの大幅な増となりました。主な要因といたしましては、1項国庫負担金では2目1節小学校費国庫負担金で公立学校施設整備費負担金の増や2項国庫補助金では55、56ページになりますけれども、3目1節農業費国庫補助金で農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、57、58ページの6目以降の各種の臨時交付金を受けたことが要因であります。

次に、61、62ページ、第15款県支出金であります。前年度と比較しまして1,410万3,000円の増となりました。63、64ページ、1項4目1節労働諸費県補助金でふるさと雇用再生特別交付金補助金や緊急雇用創出事業臨時特例交付金補助金の交付を受けたことが要因であります。

次に、第16款財産収入であります。69、70ページをごらんいただきたいと思います。前年度と比較しまして1,805万1,000円ほど増となりました。1項1目1節財産貸付収入では土地、建物貸付料が増えたこと、2項2目1節物品売払収入でバスやダンプ等の売り払いがあったことが要因であります。

次に、71、72ページ、第17款寄附金であります。前年度と比較して56万2,000円ほど増となりました。寄附を受けた件数は29件であります。

次に、第18款繰入金であります。73、74ページをお願いいたします。前年度と比較して5,017万9,000円の増となっております。財源確定が特定目的のために取り崩した基金は5基金、3億1,471万305円であります。

また、75、76ページ、2項特別会計繰入金は、貸付金に係る償還金や前年度の精算金が主なものであります。

次に、77、78ページ、第19款繰越金であります。前年度からの繰越金は11億2,547万1,002円で

ありました。前年度と比較して4億2,816万1,004円の増となりました。

次に、第20款諸収入であります。79、80ページをお願いいたします。前年度と比較しまして6,118万8,000円ほどの減となりました。20年度にありました宅地造成会計精算金やふるさと市町村圏精算金がなくなったことが主な要因となっております。

次に、歳入の最後になります。91、92ページ、第2款市債についてであります。2年度は28億7,550万円ほど借入れをしました。歳出の共済費のところでも申し上げましたが、起債の元金償還金が23億56万5,000円ほどですので、起債残高が5億7,493万円ほど増えることとなります。

3目の合併企業債についてであります。2年度は6事業に充当いたしました。合併特例債の借入れは12億9,550万円でありました。合併特例債の発行済み額は、基金の造成分を含めまして32億4,260万円になります。

6目の減収補てん債につきましては、法人市民税の減収分につきまして借入れを行ったものであります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、第12款分担金及び負担金から歳入の最後までについて質疑を行います。ご質疑をお願いします。

丸山委員。

○委員（丸山孝博君） どこに入るかわからないので、何ページということは言えないのですが、多分財政課の関係なので伺いますが、行政としては農地を持ってないということになるのですけれども、何らかの形で個人の農地を行政、市が管理して、それを貸し付けているというものはありますか。

○委員長（桐生清太郎君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 土地開発基金でいえば、公共施設の代替用地として取得したものがああります。それについては、その代替用地が不要になったということで土地開発基金で持っているものがございます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そういうこの形というのはふさわしくないと思うのですけれども、やはり県や、あるいは監査委員からの指摘があったかわかりませんが、そういうものについての指導は今まであったのかどうかと、これはこういうものは早く解決しなければならないと思いますが、その努力はされているのか、それとその面積がどのぐらいなのかと、それと貸し付けている金額というのはどこに入っているのか、伺いたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 県の指導というのがあるとは、聞いてはおりません。それらの解消につきましては、今努力をしております、ある程度めどがついてきた段階であります。歳入につ

きましては、一般会計のほうの土地の貸付収入でみてあります。面積については、町歩ぐらいだと思ったのですが。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 貸付収入というのは何ページになりますか、幾らですか。

○委員長（桐生清太郎君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 財産収入の土地貸付収入の中に入っております。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 土地貸付収入の全額をいうわけですか、この問題は。

○委員長（桐生清太郎君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 全額ではありませんで、約 45万 9,000円ございます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これは貸付額が 45万 9,000円、人数にしてどうなのかということと、管理している市が……市が管理しているいわゆる農地は何人分なのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 貸付料をもらっている人は 8 名でありまして、管理しているのは 6 名であります。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 私は、長い歴史の中でこういうことがあっていまだに解決されないということが、なかなか担当課としても大変だろうとは思いますが、やはりこういう形というのはいずれ解決しないと、これはほうっておくわけにはいかないということなので、めどがついたということですが、近々解決しそうだということで理解していいですか。

○委員長（桐生清太郎君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） これは黒川村さんから引き継いだものでありまして、今いろいろと作業とか交渉をしている段階でありますので、1 件を除いてほぼめどはついたということでご理解をお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） ただいまの関連なのですが、黒川村時代の工業団地の代替地ということで近江新のほうの土地のことを指すのかなということで考えておりますが、それによろしゅうございますか。

○委員長（桐生清太郎君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 地区としてはその付近だと、下のほう。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） そういうことで今解決だということになれば、行政的にはほ場整備も完了し、

本換地になってようよう地籍の変更がなるのかなというふうなことで理解しているわけなのですが、やはり行政というのは一般の方の手本となるべき土地買収が基本なわけですけれども、これは歴史的な経過等の中で生まれたことですので、今それをどうこう言うつもりはございませんが、速やかに法的な措置を講じて早く解決をされるように売るとともに、そこに前の課長さんがハーブ園をつくるというふうな、公園をつくるというふうにも聞いたことがあるのですが、その辺の利用は今現在も変わらないのか。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） ほ場整備事業の計画上ハーブ園という形になっておりますので、その形での換地ということになります。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） それはそれとして十分私も理解しているわけなのでございますが、最終的にはどのような土地の活用というかを考えているのか。それとも、一般の農家の方に売り渡すというふうなことに考えているのか。

○委員長（桐生清太郎君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） ハーブ園のところはハーブ園でやると思うのですけれども、そのほかにもありまして、その分につきましては今買っていただくような方向で交渉を進めております。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 分担金及び負担金という項目でちょっとお聞きしたいのですが、この中に保育園の滞納、未納が一千三百何がしありますが、私らの時代ではとても考えられなかった保育園料がこういう不況の時代で納められなかったという部分でこの数字が出てきていると思うのです。それからもう一つ、使用料、手数料ということで要するに住宅使用料、その部分が随分滞納になっております。そこで、この滞納部分を先ほど私が県の地方課で勉強して、今県税なり地方税なりを微増というふうな徴収方法をやっているようですが、この部分に関してはそこまでは入っていないのでしょうか。実は本当に困窮して支払いできない滞納者、それとこのままいればいられるという、何回も議論されております住宅使用料、そういう部分が分かれています、今そういう県で勉強してきた人たちがこういう徴収方法は、この件に関しての徴収方法はご指導なり、現場に入って徴収しているのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 川崎地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） 住宅使用料については、税のことは別個にそれなりに努力しながら個人のほうにお手紙を出したり、場合によっては電話連絡をしながら徴収に努めているということで、前よりも少しは上がっているような形になっておりますけれども、その辺ご理解いただければと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 保育料につきましても、健康福祉課のほうでその滞納者と十分相談させてもらって、その家庭の経済状況を確認と相談の上で分納なり、細かく分割納入してもらったりして、やはり私どもも滞納者の立場に立った考えもありますので、そういった十分精査しながら納入していただけるよう努めておりますし、また子ども手当というものが本年度から出されています。それについても十分その子ども手当の趣旨というものを説明して、そこでよく相談して、ここからも何とかできないものかというものを、やはりその家庭の生活もありますので、子供に対する養育もありますので、そういったものを連動しながら提案させていただいております。

以上です。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） わかりました。要するにまじめに納めている人と公平性にあまりにも欠けてしまうと言いわけできなくなりますので、保育園料滞納者がいるのだと言うと皆さんびっくりするみたいですので、その辺を公平さを忘れないでひとつよろしくお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で款ごとの歳入の質疑を打ち切ります。

それでは、これより認定第1号の各款に共通する事項について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑はないようなので、以上で認定第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で本日の委員会の日程は終了いたしました。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 久保田税務課長。

○税務課長（久保田雅勝君） 先ほどの小林委員からの質問で本町通りに関しての土地の評価額につきましてお答えをします。

評価替前の1平方メートル当たりの単価につきましては4万700円、今回2年度につきましては3万9,200円となっております。3.69%の減価となっております。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 以上で本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、あす午前10時から認定第2号から認定第13号までの質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時58分 散会